

上川町子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

上 川 町

目次

第1章 計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1. 計画策定の背景・目的	2
2. 計画の性格・位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 上川町の子どもを取り巻く現状と課題 ・・・・・・・・	4
1. 人口と出生	4
2. 子育てサービス事業の現状	5
3. ニーズ調査からみる現状	7
1) 就労状況	7
2) 子育て支援事業の利用状況と利用希望	7
3) 仕事や生活環境	8
4) 子育て支援策、満足度	9
第3章 基本理念と施策の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1. 教育・保育提供区域の設定	10
2. 基本理念	10
3. 基本目標	10
4. 施策の体系	11
第4章 重点施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
基本目標1 「地域における子育て支援の充実」	12
基本目標2 「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」	14
基本目標3 「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」	17
基本目標4 「子育てを支援する生活環境の整備」	21
基本目標5 「仕事と家庭との両立の推進」	22
基本目標6 「子ども等の安全確保」	23
基本目標7 「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」	24
第5章 主要事業における量の見込みと確保方策 ・・・・・・・・	26
1. 基本的な考え方	26
2. 量の見込みと確保の内容	27
3. その他の計画（任意記載事項）	32
第6章 計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1 子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果	34
2 上川町子ども・子育て会議設置要綱	52
3 上川町子ども・子育て会議委員名簿	54
4 上川町子ども・子育て支援事業計画検討経過	55

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

全国的に高齢化、少子化が進行し、大きな社会問題となっております。少子化の原因としては、晩婚化・未婚化の進行、仕事と子育ての両立に対する負担感など様々な要因が考えられ、平成15年の少子化社会対策基本法により総合的に対策が講じられましたが依然としてその進行は止まっておりません。

一方、大都市を中心に待機児童についても社会問題となっており、就学前の子どもの教育・保育の量的拡充と質的改善が求められております。

こうした問題を解決するため国は、平成24年に子ども・子育て支援法を制定したほか、関連する法律の改正を行いました。

本町においても、子どもの数は出生率の低下などにより減少傾向にあり、将来の社会経済の活力低下が懸念されています。また、少子化による子ども同士のふれあいの機会の減少などにより、自主性や社会性が育ちにくいといった影響も心配されています。核家族化の進行、共働き家庭の増加などにより、家庭や地域の養育機能が変化している中で、子育てに伴う負担が増大するとともに、子育てと就労をはじめとする社会参加との両立が困難となってきています。

この計画は、安心して子どもを産み子育てができる環境や子どもが健やかに育ち自立する環境を整備するための具体的取組と指標を定め、関係施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

2 計画の性格・位置付け

子ども・子育て支援法では、地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うため、各市町村に子ども・子育て支援事業計画を策定することを義務付けています。

規定では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供をはじめ、量の見込みとその確保、地域における子ども・子育て支援などに関する計画を定めるものとされています。

こうしたことから本町においては、人口構造や各種事業実施状況、保護者のニーズの把握などを行うとともに、合議制の子ども・子育て会議を設置し、子どもの保護者や学識経験者、関係機関の意見をもとに計画策定いたしました。

なお、平成17年度～21年度を前期、平成22年度～26年度までを後期として策定した次世代育成支援対策推進行動計画を引き継ぐ計画として位置付けることにしています。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
次世代育成支援対策 推進行動計画（前期）					次世代育成支援対策 推進行動計画（後期）					子ども・子育て支援事業計画				
第9次上川町総合計画 H20～H29（10年間）										10次長計				

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

この計画を策定するにあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、就学前児童（0歳から5歳）の保護者106人（回収：96人）、小学生（1～3年生）の保護者58人（回収：34人）を対象として子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

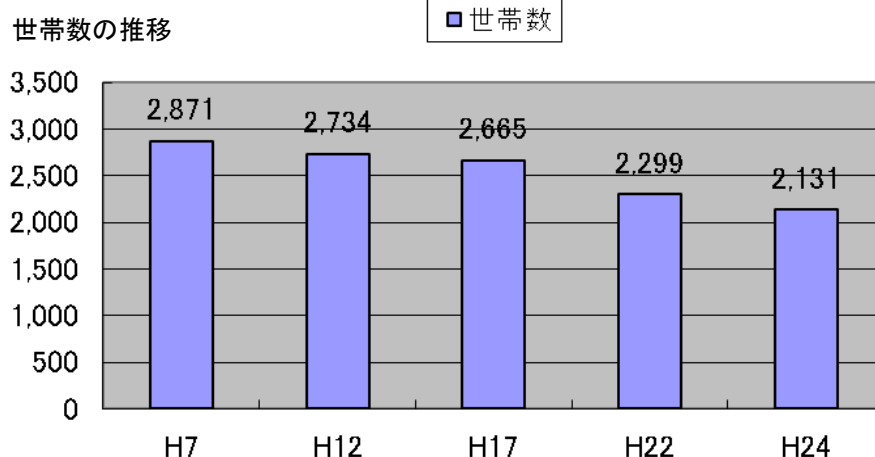
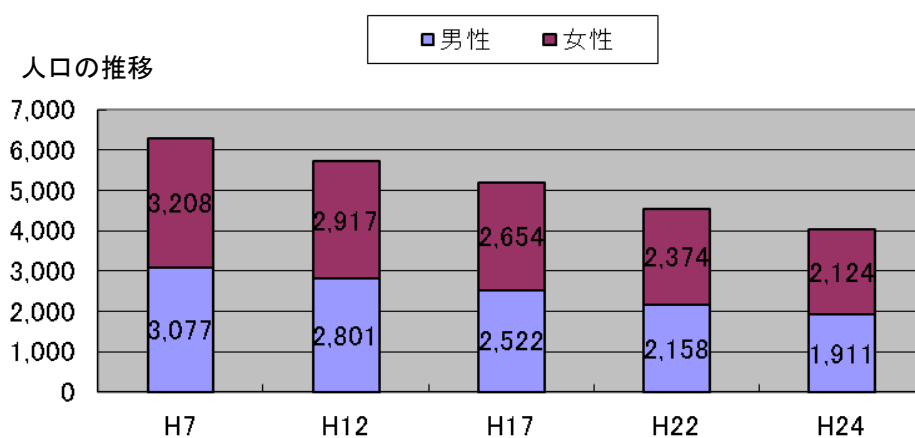
子育ての当事者や関係機関の意見を反映するため、町内13名で構成する子ども・子育て会議を設置し、現状を把握するとともに、計画の内容を審議しました。

第2章 上川町の子どもを取り巻く現状と課題

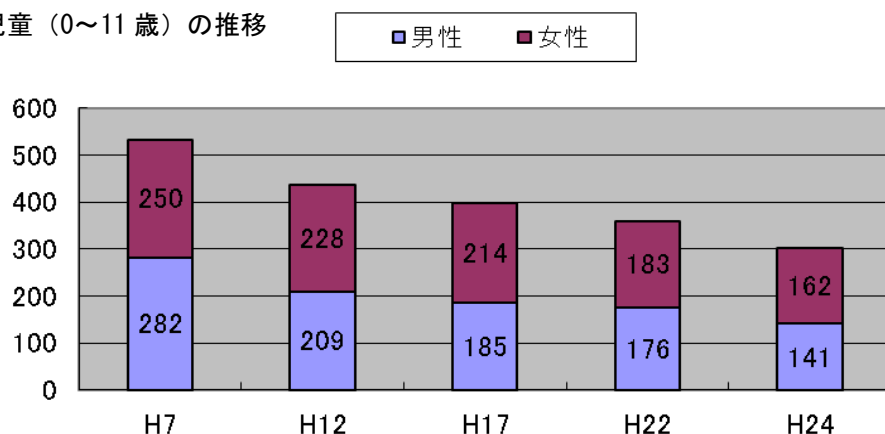
1 人口と出生

平成7年の上川町の人口は6,285人(2,871世帯)でありましたが年々減少し、15年後の平成22年の調査では4,532人(2,299世帯)と減少しております。全体の減少率は28%で1世帯あたりの人数も2.19人から1.97人と減少率はわずかですが、ついに2人を割っています。過疎化とともに一人暮らしの高齢者が増えるなど核家族化が進んでいます。一方、児童(0~11歳)人口も平成24年度の調査では532人から303人となり減少率は43%と急激に少子化が進んでいます。この要因としては人口の減少とともに、出生数も減少し平成12年~19年は30人前後で推移していましたが、平成20年からは20人台、平成24年には16人となっています。ちなみに婚姻数は平成20年で11組です。

こうした、子どもの減少は地域活力の低下や労働力の低下、社会保障の費用負担の増加などにつながると指摘されています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化は子育て家庭の環境が変化し、出産や子育てに関する親の身体的・肉体的負担についても増加しているといわれています。



児童（0～11歳）の推移



2 子育てサービス事業の現状

平成24年の調査では保育所が1カ所で55人が入所、私立幼稚園は2カ所で42人が在籍しており、対象児童数も減少していることから町内において待機児童はありません。

保育所や幼稚園は幼児期における人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、保育と質の高い教育の提供、また幼保小の連携が必要です。

このほか、地域子育て支援センターを開設し、育児情報の交換や交流を行っているほか、小学校低学年を対象に学童保育センターを開設しています。

また、母子保健においては妊婦健康診査や乳幼児健診、各種予防接種などを行い、出産期から切れ目のない支援体制をつくっています。

保育・教育の現状

保育・教育事業	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通常保育	2カ所 65人	1カ所 52人	1カ所 55人	1カ所 58人
延長・休日・病後児等保育	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
地域子育て支援センター	1カ所 年延1,548人	1カ所 年延1,363人	1カ所 年延1,044人	1カ所 年延1,237人
学童保育センター	1カ所 月平均延773人	1カ所 月平均延828人	1カ所 月平均延894人	1カ所 月平均延738人
私立幼稚園	2カ所 52人	2カ所 47人	2カ所 42人	2カ所 49人
公立小学校	1カ所 195人	1カ所 194人	1カ所 180人	1カ所 172人
公立中学校	1カ所 86人	1カ所 86人	1カ所 101人	1カ所 95人
公立高等学校	1カ所 172人	1カ所 165人	1カ所 147人	1カ所 131人

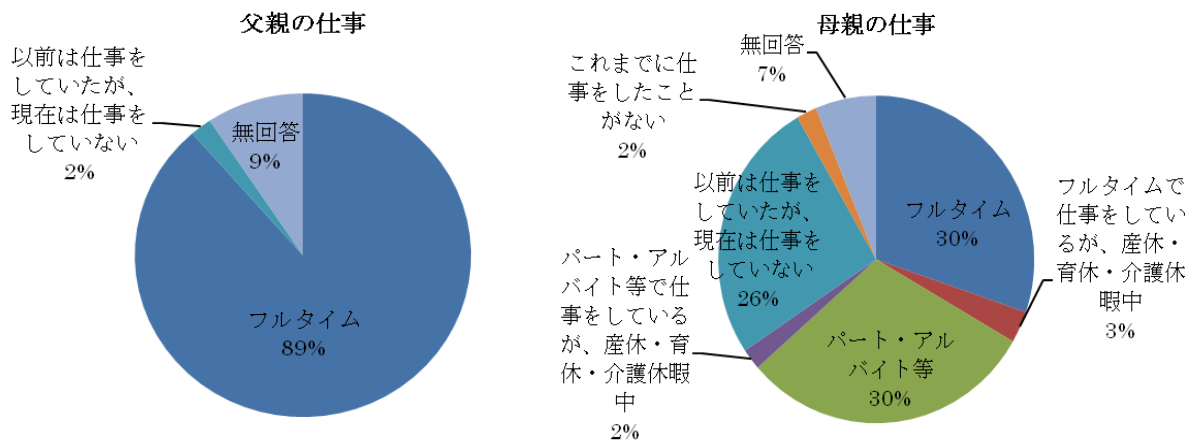
母子・保健事業

事業名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
妊婦届出状況	初妊婦	3人	5人	5人	13人	
	経妊婦	16人	16人	12人	4人	
妊婦健康診査 (8～39週)	受診延人員	延 222人	延 159人	延 179人	延 252人	
乳幼児健康診査	対象者数	37人	76人	98人	80人	
	受診者数	延 68人	延 74人	延 92人	延 79人	
1歳6ヵ月児健康診査 ・歯科検診	対象者数	27人	17人	15人	33人	
	受診者数	26人	17人	15人	33人	
3歳児健康診査 ・歯科検診	対象者数	28人	27人	17人	20人	
	受診者数	21人	25人	17人	19人	
幼児フッ素洗口 (4～6歳就園児)	施設数	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	
	実人員	92人	85人	85人	72人	
母子栄養教室	乳幼児健診	実施回数	6日	6日	6日	6日
		受診者数	28人	27人	39人	45人
	1歳6ヵ月・3歳児健診	実施回数	3日	3日	3日	3日
		受診者数	30人	36人	31人	89人
訪問指導	妊婦	延人員	35人	23人	16人	26人
	産婦	延人員		39人	25人	31人
	新生児	延人員		8人	5人	10人
	乳児	延人員	32人	33人	13人	24人
	幼児	延人員	3人	11人	3人	3人
	その他	延人員	1人	2人	1人	5人

3 ニーズ調査からみる現状

1) 就労状況

父親の89%が「フルタイムで就労」、母親も、「フルタイム、パート」合わせて60%の方が就労しています。現在、「仕事をしていない」方の78%が就労を希望しており、共稼ぎ志向が高いことが伺えます。

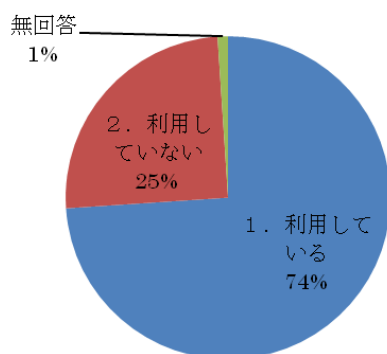


2) 子育て支援事業の利用状況と利用希望

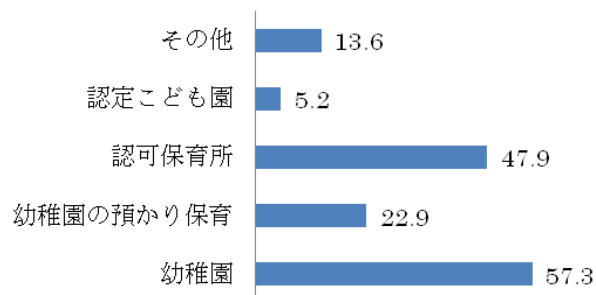
子どもがいる世帯で「幼稚園・保育園等を利用している人」が74%で、4人に3人が教育・保育施設を利用しています。その理由として「子育てをしているが現在就労している」が73%、「子どもの教育や発達のため」が72%とほぼ同数の割合でした。一方、利用していない理由としては「子どもがまだ小さい」が83%で最も多く、利用の有無にかかわらず「平日の教育・保育の事業で利用希望」としては幼稚園が57%、保育所が48%、幼稚園の預かり保育所が23%でした。

また、土曜、日曜・祝日の利用希望もあり、特に土曜日は「月に1~2回」、「毎週利用」を含めて54%あり、幼稚園の夏・冬休みの利用希望も65%と高くなっています。

教育・保育の利用状況

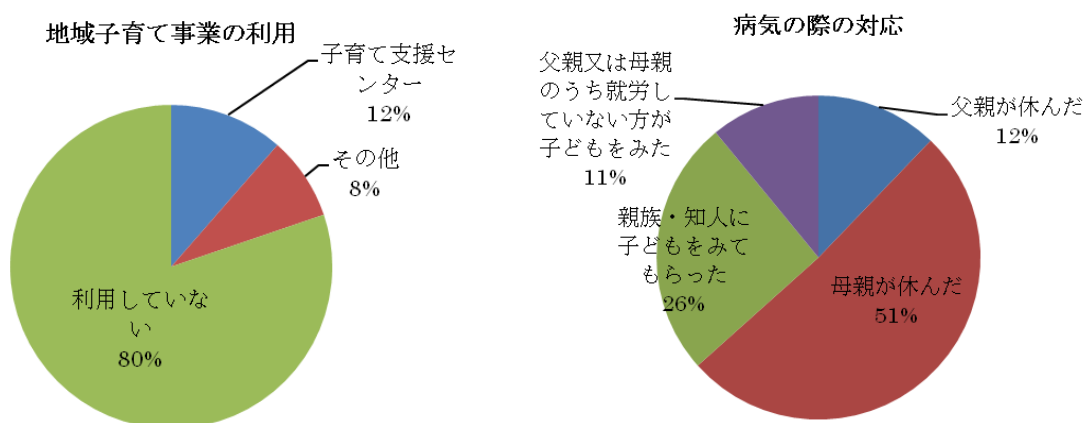


利用希望（複数回答）



一方、町の子育て支援事業などの利用は19.8%にとどまり、80%が利用していない状況にあります。また、今後利用したいは17%と低調で、各事業の認知度も低く、魅力ある事業づくりが求められています。

子どもの病気の際の対応については、「母親が休んで対応」が一番多く、次いで「友人・知人にみてもらった」の順になっており、69%の方が病児・病後児施設の利用は希望せず、父母で対応したいとの意向が強いようです。



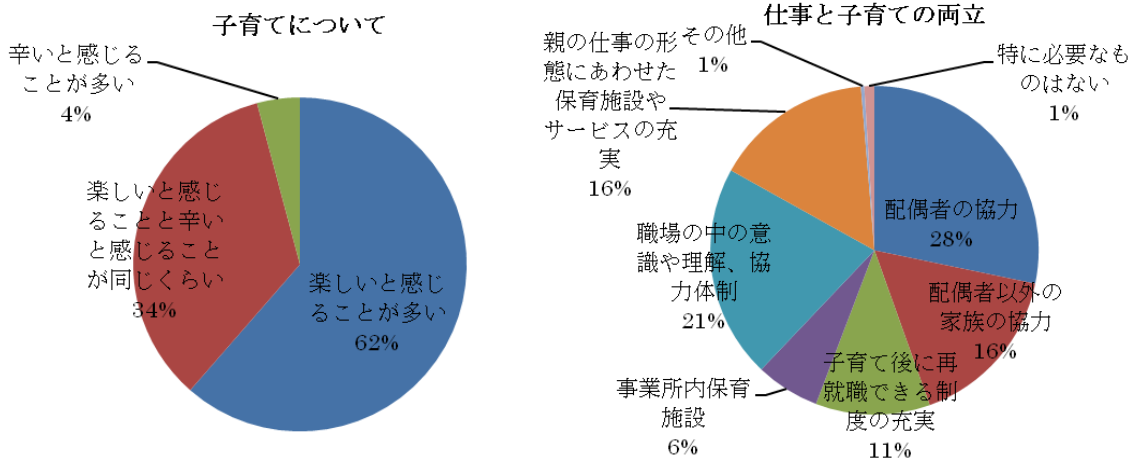
小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方では、「放課後児童クラブ」がトップで64%、次いで「習い事」27%、「自宅」が18%であるに対し、高学年（4～6年生）になると「自宅」が64%、「習い事」36%、「放課後児童クラブ」27%などとなっており、低学年の放課後児童クラブへの要望が強いようです。

3) 仕事や生活環境

子育てを「楽しい」と感じている方は62%で最も多く、次いで「楽しいと辛いが同じくらい」が34%。「辛い」と感じている方は4%と少数でした。子育ての悩みでは「しつけ」が57%、「病気や発達・発育」が52.1%、「食事や栄養」が41%などとなっています。

仕事と生活の優先度については、希望は「家事（育児）を優先」が63%で最も多く、次いで「プライベートを優先」の21%、「仕事を優先」が7%であるのに対し、現実には「仕事を優先」が48%、次いで「家事（育児）を優先」の45%、「プライベートを優先」は2%でした。

仕事と子育てを両立するために必要なことは「配偶者の協力」が最も多く、次いで「職場の意識や理解、協力体制」が21%、「配偶者以外の家族の協力」が16%。また、「仕事にあわせた保育施設のサービスの充実」16%、「子育て後の再就職制度の充実」11%と続いています。

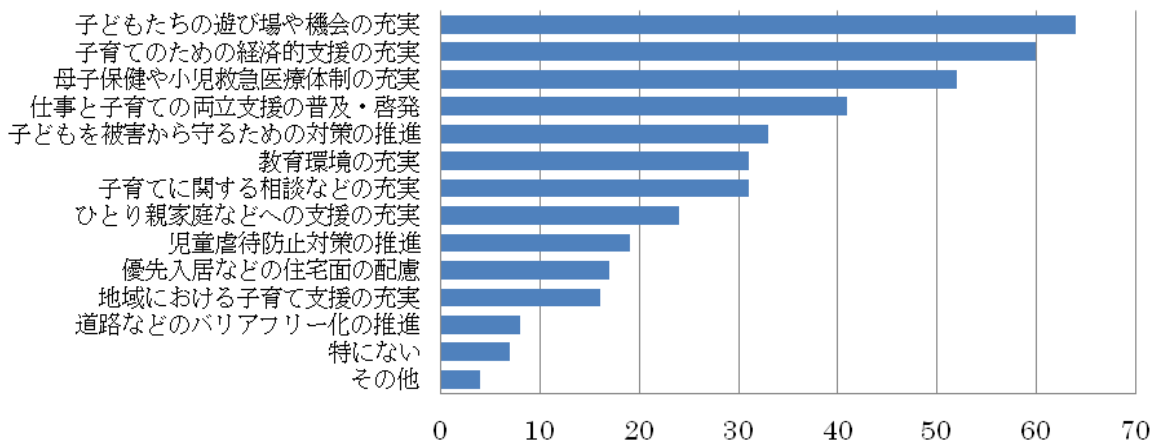


4) 子育て支援策、満足度

子育て支援策としては、「遊び場や機会の充実」が67%と最も多く、次いで「経済的支援の充実」63%、「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」54%となっています。上川町が子育てをしやすいまちと感じているかの問いには「どちらかという子育てしやすい」が44%、次いで「子育てしやすい」が20%で約6割強の方が満足している反面、「どちらかというと感じない」「感じない」をあわせて25%でした。

子育ての環境や支援についてもトップが「普通」で43%、次いで「やや満足度が高い」24%、「満足度が高い」6%でこれらを合わせて73%。「満足度が低い」「やや満足度が低い」を合わせて26%という結果でした。

必要と思う子育て支援



第3章 基本理念と施策の方向性

1 教育・保育提供区域の設定

幼稚園・保育所、放課後児童クラブなどについて利用者の居住地区に関わらず、保護者の選択等により町内施設を広域的に利用している状況であります。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、町全体をひとつの区域に設定することを基本とします。

2 基本理念

「地域みんなで子育て支援」

今回の子ども・子育て関連3法の改正は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化などの現実を把握し、家庭、学校、地域、職域その他の社会の分野において子ども・子育て支援の重要性を認識し、支援策の充実を図ることから町全体で取り組む姿勢を簡潔に表したものです。

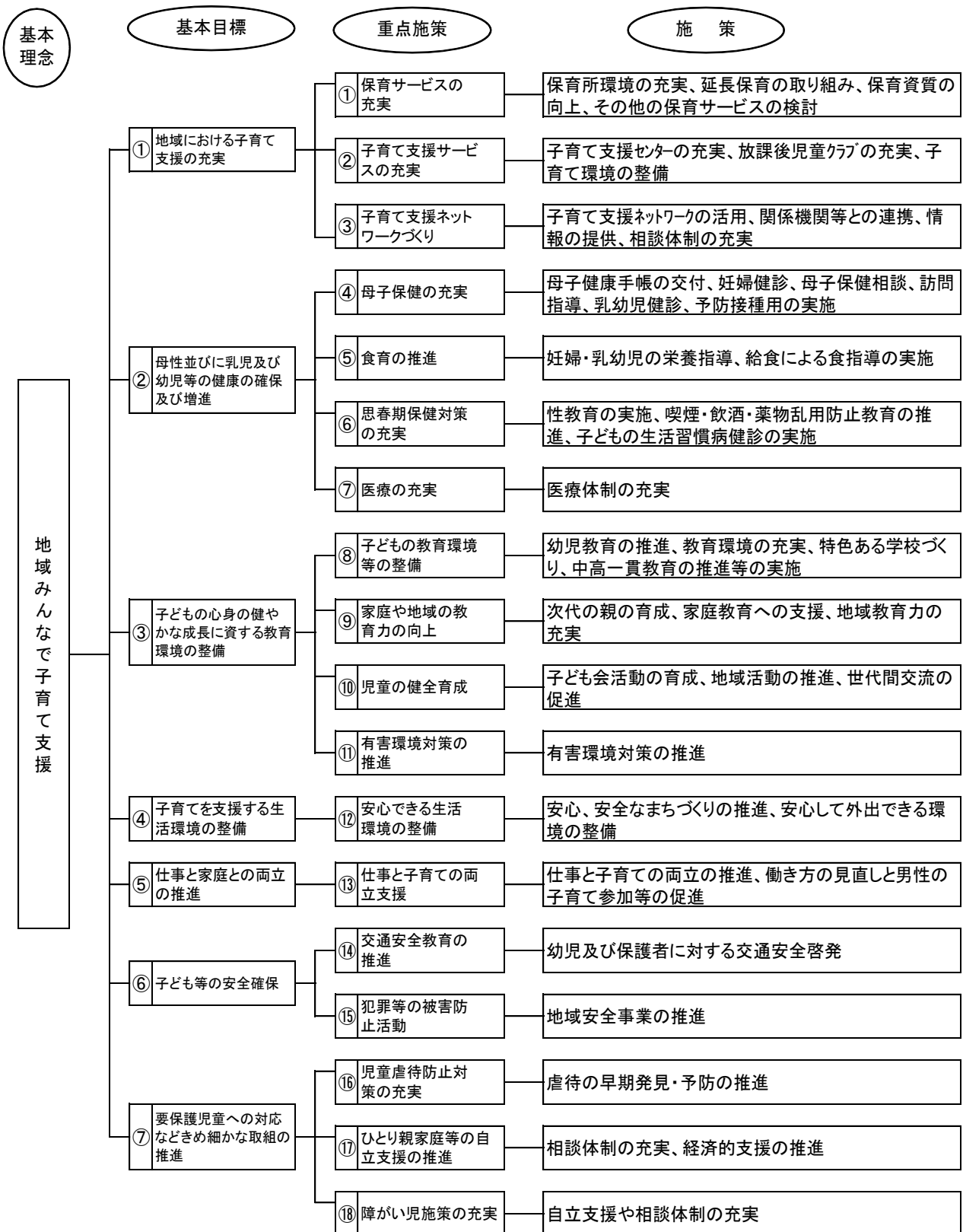
3 基本目標

本町においては、「第9次上川町総合開発計画」の基本理念と、これまでの次世代育成支援対策推進行動計画をもとに各種事業の展開を行ってきました。今回、これらの評価を行った結果、各事業において継続が必要と認められたことから全計画の基本目標を踏襲し、さらなる計画の推進、施策の展開を図ることとします。

【基本目標】

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進
- 3 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 仕事と家庭の両立の推進
- 6 子ども等の安全確保
- 7 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

4 施策の体系



第4章 重点施策

基本目標1 地域における子育て支援の充実

(1) 保育サービスの充実

女性の社会進出や就労形態の変化に伴い、保育サービスに対する住民のニーズは、ますます多様化しています。

このため、子育てしている人が安心して働くことができるように、利用しやすい保育サービスの提供に努めていきます。

No.	施策	内容	
1	保育所環境の充実【継続】	多様化するニーズに対応できるよう機能を高めるとともに、安全で快適な施設の維持・管理に努めます。	保育所
2	延長保育取り組み【継続】	保護者の就労形態の多様化などに伴い、ニーズの動向を踏まえながら、柔軟に保育時間を確保するよう努めます。	保育所
3	保育資質の向上【継続】	保育士等の各種研修会への参加、保育所内での勉強会の開催など保育士等の資質の向上に努めます。	保育所
4	その他の保育サービスの検討【継続】	夜間保育、休日保育、一時保育、病後児保育など各種の保育サービスがあり、ニーズ調査では、それぞれに利用希望者が増えてきていることから、可能な範囲で実施ができるよう努めます。	保育所

(2) 子育て支援サービスの充実

子育て家庭の孤立化、地域における養育力の低下など、子育てに対する不安や負担感が高まっています。

このため、子育て家庭に対する負担を軽減し、ゆとりをもって子育てができるよう子育て支援サービスの充実を図っていきます。

No.	施策	内容	担当
1	子育て支援センターの充実【継続】	子育てに関する相談・支援の充実に努めるとともに、情報提供、講座の開催などを通じて子育て家庭の育児不安の解消に努めます。	保育所

No.	施 策	内 容	担 当
2	放課後児童クラブ（学童保育センター）の充実【継続】	昼間、家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し健全な育成を図るため、学童保育に対する支援の充実に努めます。また、指導員の資質の向上や、活動内容の充実に努めます。	教育委員会
3	子育て環境の整備【継続】	子育て家庭の経済的負担を軽減するため児童手当や就園奨励費、就学援助などの各種制度の普及に努めるとともに、出産祝金や出産祝品などの独自の子育て支援を行います。また、子ども会や公民館と連携し親子遊びや親子レクリエーションなどの事業の推進に努めます。	保健福祉課 教育委員会 公民館

(3)子育て支援ネットワークづくり

子育てを行っている家庭に対し、子育て支援サービスを提供していく上で、地域ネットワークを形成していくことは重要な課題となります。

このため、関係機関が連携し、子育て支援や児童の虐待防止など地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めていきます。

No.	施 策	内 容	担 当
1	子育て支援ネットワークの活用【継続】	子育て支援センターや保育所、幼稚園、学校のネットワークづくりに努めます。また、親同士のネットワークづくりとともに、要保護児童対策地域協議会における会議や研修会等の実施により、関係機関の連携を深めます。	保健福祉課 保育所 教育委員会

No.	施 策	内 容	担 当
2	子育てを支援する関係機関との連携【継続】	子育て支援活動を行っている民生委員児童委員、ボランティア団体などと情報提供などを行うとともに、児童相談所、警察、病院など子育て支援をする関係機関との連携を密接にして、課題に応じた迅速な対応がとれるように努めていきます。	保健福祉課
3	子育て情報の提供、相談体制の充実【継続】	要保護児童対策地域協議会における個別対応や保健師や保育士、教育相談員による相談体制の充実に努めます。また、広報紙やホームページなどを活用した情報の提供に努めます。	保健福祉課 教育委員会

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1)母子保健の充実

核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安など憂慮すべき状況になっており、母性及び乳幼児の健康確保が必要となっています。

このため、健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと継続的な相談、指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。

No.	施 策	内 容	担 当
1	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査の実施【継続】	妊娠の届出のあった妊婦に対する母子健康手帳の交付と、妊婦一般健康診査を実施し、妊婦の健康保持・増進に努めます。	保健福祉課
2	母子保健相談及び訪問指導の実施【継続】	保健師、管理栄養士などによる妊娠中や育児中の様々な相談や発達確認を行い不安の解消に努めます。また、必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児などに対して、訪問指導を行います。	保健福祉課

No.	施 策	内 容	担 当
3	乳幼児健康診 査等の実施【継 続】	乳幼児健康診査（3～4ヶ月、6～7ヶ月、 9～10ヶ月、12～13ヶ月児）、1歳6ヵ月 児健康診査、3歳児健康診査などにより、 生活習慣の確立などの育児支援を行い、 乳幼児の健全な発育発達を促すために引 き続き取り組んでいきます。また、乳幼 児期の疾病や心身障害の早期発見を行 い、早期治療、早期療育を促すことに努 めます。	保健福祉課
4	乳幼児歯科健 診、フッ素塗布 及びフッ素洗 口の実施【継 続】	乳幼児歯科健診において、歯の大切さや むし歯予防について、指導を実施すると ともに、歯磨きの重要性について啓発に 努めます。また、保育所、幼稚園、小中 学校でのフッ素洗口を通じ、う歯予防に 努めます。	保健福祉課 教育委員会
5	予防接種の実 施【継続】	乳幼児の感染症予防のために、予防接種 を行い、その必要性和適切な時期に接種 する重要性について指導及び啓発に努め ます。	保健福祉課

(2)食育の推進

朝食を食べないなど、食習慣の乱れが子どもの心と体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全な育成を図ることが求められています。

このため、保育所や学校との連携を深めて、乳幼児期から思春期までの発達に応じた食の指導や食事づくり等の学習機会を進めるとともに、食に関する情報提供に努めていきます。

No.	施 策	内 容	担 当
1	妊婦・乳幼児の栄養指導の実施【継続】	母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は、健康と食習慣形成の上で、重要であることから、母親学級、乳幼児健診、各種相談などで個人の状況に合わせた栄養指導に努めます。	保健福祉課
2	給食による食指導の実施【継続】	正しい食習慣が身に付くよう給食指導を行うとともに、食生活の健康に及ぼす影響など「食」に関する学習を保育所や幼稚園、学校において実施するよう努めます。	保健福祉課 教育委員会 保育所

(3)思春期保健対策の充実

子どもが大人へと成長する思春期は、心も体も大きく変化し、様々な悩みを持つ時期でもあります。

このため、学校や関係機関と連携を深め、思春期の身体を守る正しい知識と情報を伝える学習機会や相談体制の充実に努めていきます。

No.	施 策	内 容	担 当
1	性教育の実施【継続】	学校教育において児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的面から理解し、性に対する健全な態度を育成し、社会生活にふさわしい性道徳の確立に努めます。	教育委員会
2	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進【継続】	学校教育において児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を育成するため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深める教育を進めます。また、警察や医療機関などの関係機関と連携した研修を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。	教育委員会

No.	施 策	内 容	担 当
3	子どもの生活習慣病予防健診（みらい健診）の実施【新規】	健診を受けることで、子どものみならず家庭単位の生活習慣の見直しや改善のきっかけとなり、家族の将来的な生活習慣病を予防するよう努めます。	保健福祉課

(4)医療の充実

安心して子どもを生み、子どもたちが健康で生活できる環境が必要です。

このため、医療センターや歯科医院など町内の医療機関と連携し、適切な医療サービスが受けられるよう努めていきます。

No.	施 策	内 容	担 当
1	医療体制の充実【継続】	親子が安心して医療が受けられるよう町内の医療機関を中心に医療の提供や情報の提供に努めます。また、中学生までの医療費を無償とし、経済的負担の軽減に努めます。	医療センター 保健福祉課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1)子どもの教育環境等の整備

次代の担い手である子どもたちの自主性や社会性などの能力を伸ばし、生きる力を身につけることができるよう幼児教育や学校教育の充実が求められています。

このため、基礎学習の向上を図るとともに、多様な体験活動を取り入れるなど地域と学校が連携し、特色ある幼稚園や学校づくりに努めていきます。

No.	施 策	内 容	担 当
1	幼児教育の推進【変更】	幼児期の教育環境の充実を図るため、町内2幼稚園との連携を図るとともに、運営費助成や公定価格など必要な支援・援助に努めます。	教育委員会 保健福祉課

No.	施 策	内 容	担 当
2	教育環境の充実【継続】	生徒一人ひとりの実態に応じた細やかな指導の充実を図り、創意工夫をこらした学習内容を確認し、学習意欲が高まる総合的教育活動の充実を推進します。また、国際化が進展する中であって、広い視野を持った資質や能力を育成することが重要ですので、情報教育、語学教育などの充実を努めていきます。さらに、健全な精神と健康な体づくりのための体育指導にも努めます。	教育委員会
3	特色ある学校づくりの推進【継続】	生徒自身が魅力ある学校生活を送り、様々な体験を積むことを目的に、自然環境や地域の特色を活かした特色ある学校づくり活動に努めます。また、国際化に対応した姉妹友好活動に取り組むとともに、特色ある学校づくり活動に努めます。	教育委員会
4	中高一貫教育の推進【継続】	中学校、高校の相互協力のもと、生徒間・教師間の交流を通じて、地域・環境学習等の合同学習を実施し、交流教育の推進に努めます。	教育委員会
5	生徒指導の充実【継続】	児童生徒の理解に基づき、一人ひとりの存在感を高める思いやりのある生徒指導を行い、教師と子ども、子ども同士が相互に信頼できる人間関係が育まれるよう指導に努めていきます。また、いじめ、不登校などの問題行動については、心の問題でもあるので、教育相談の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会や関係機関等と未然防止、協力体制などの連携強化に努めます。	教育委員会

(2)家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となっています。

このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供、子育て相談の充実を図り、家庭における教育機能の向上を支援していきます。

また、生涯学習やボランティア団体の活動などとの連携のもと、地域の教育・福祉の充実に努めるなど、地域・家庭・学校が一体となって、それぞれの教育機能を活かした活動を通して、心豊かな生き生きとしたコミュニティづくりに努めます。

No.	施策	内容	担当
1	次代の親の育成【継続】	核家族化が進行し、幼い子どもや赤ちゃんと接する機会が少なくなっていることから生命を慈しむ心や子ども、家庭の大切さを理解できるように、保育所、幼稚園などで乳幼児にふれる機会を広げる取り組みを図ります。また、子育ての楽しさや家庭の大切さ、子どもを生み育てることの意義についての啓発活動に努めます。	保健福祉課
2	家庭教育への支援【継続】	子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や育児に関する情報提供に努めます。	教育委員会
3	地域の教育力の充実【継続】	学校行事、公民館活動や文化活動の社会教育事業などを充実し、自然体験や生活体験、世代間交流など、交流活動への参加を促進します。また、祭りや行事、ボランティア活動の地域活動、スポーツ少年団等のスポーツ活動などの環境整備に努めます。	教育委員会

(3)児童の健全育成

児童数の減少は、遊びを通じての仲間意識の形成や児童の社会性の発達に大きな影響を及ぼすため、児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場や放課後、休日等の居場所づくりが必要です。

このため、子ども会の育成、世代間の交流を図るなど、町内会や地域ボランティアの協力を得て、児童の健全育成を地域全体で進めていきます。

また、いじめ、非行や不登校等の問題行動については、児童相談所、学校などの関係機関や地域との連携を強化し、適切に対応していきます。

No.	施策	内容	担当
1	子ども会活動の育成【継続】	地域でさまざまな交流やスポーツ活動を行っている子ども会活動を推進するとともに、子ども会活動指導者の育成に努めます。	教育委員会
2	地域活動の推進【継続】	学童保育センター、子育て支援センター、体育館、公民館等の公共施設など、子どもの居場所、交流拠点の整備を行っています。これらの施設を利用しながら、地域ボランティアなどと連携し、子どもたちのニーズに沿った交流活動の推進に努めます。	教育委員会 保育所 保健福祉課
3	世代間交流の促進【継続】	児童の健全育成において、幅広い年代の人たちと交流を進めることは重要な活動です。地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、高齢者も含めた地域全体で子育て支援の環境整備が図れるよう努めます。	教育委員会 保健福祉課

(4)有害環境対策の推進

家庭や地域、学校や警察などと連携し、犯罪を誘発するような環境の浄化に努めます。

No.	施策	内容	担当
1	有害環境対策の推進【継続】	有害図書や有害サイトを始め、薬物乱用や喫煙に対する警戒感や抵抗感が薄れるなど様々な問題が指摘されています。このため、子どもたちになぜ有害なのか、しっかりと伝えるための教育・指導活動に努めます。	企画総務課 教育委員会 保健福祉課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(1)安心できる生活環境の整備

本町の優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めるためには、子どもや高齢者など弱い立場の人たちにやさしい環境を提供することは重要なことです。

このため、妊産婦、子ども連れの保護者などが安心して外出できるよう、道路、公園、交通機関、公共施設等において、段差の解消などバリアフリー化を進めていきます。

No.	施策	内容	担当
1	安心・安全なまちづくりの推進【継続】	まちづくり計画の整備事業において、子育て家庭など買い物客が安心して外出できるように生活道路の整備に努めるとともに、自転車やベビーカーなどを利用する子どもや親子が安全に移動できるように、歩道の段差の解消などの整備に努めます。	建設水道課
2	安心して外出できる環境の整備【継続】	子育て家庭が安心して外出できるように、公共施設等の段差の解消などバリアフリー化、トイレの整備等に努めます。また、子どもの身近な遊び場である公園の安全確保のために環境整備、公園の遊具などの危険箇所の確認・補修に努めます。	建設水道課



基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

(1)仕事と子育ての両立支援

現在の子育ての社会環境は、仕事と子育てが両立しやすい条件が十分に整備されていない状況にあります。この環境整備には、保育サービスなどの充実と子育てに理解のある労働環境、社会環境の整備という視点が考えられます。

このため、地域、職場、家庭内における仕事と子育ての両立支援に対する意識啓発活動を推進することにより、バランスのとれた支援ができる環境づくりに努めます。

No.	施策	内容	担当
1	仕事と子育ての両立の推進【継続】	仕事と子育ての両立支援をするために、保育サービスや学童保育センター事業の充実に努めるとともに、企業側の理解と協力による働きやすい環境を整備する必要があります。男性も含めた育児休業や出産後も仕事を続けることができるような環境づくりのために、啓発活動を行います。	産業経済課
2	男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進【継続】	男女ともに充実した家庭生活を送るために、固定的な役割分担意識を見直し、男女平等や男女共同参画の意識を定着するための啓発活動に努めます。また、男性の家事や子育てなどの参加を促進するための学習機会や啓発活動に努めます。	企画総務課
3	「上川中部こども緊急さぼねっと」事業の促進【継続】	仕事と子育ての両立をさせている人が増えている一方で、子供の病気時や、急な残業、出張等が生じた時の対応で悩む家庭も少なくありません。そのような臨時的・突発的なニーズに対応する総合援助活動事業である「上川中部こども緊急さぼねっと」の会員の増加と利用促進に努めます。	保健福祉課

No.	施 策	内 容	担 当
4	職業体験学習の充実【継続】	子どもの職業観の育成支援を行うため、中学生・高校生の職業体験学習の充実・インターンシップ制度の充実に向けた啓発活動などに努めます。	教育委員会

基本目標6 子ども等の安全確保

平成21年6月、犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的に制定された、上川町安全安心まちづくり条例を基本に、関係機関と連携した協力体制を図りながら、子どもの犯罪等被害や交通事故から守り安全確保に努めます。

(1) 交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、学校など関係機関と連携した協力体制を図るとともに、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用など総合的な交通事故防止対策を推進します。

No.	施 策	内 容	担 当
1	幼児及び保護者に対する交通安全啓発【継続】	住民ぐるみの交通安全運動を推進し、意識の啓発を図るとともに、幼児及び保護者への交通安全指導などの活動の充実に努めます。子どもの安全確保からチャイルドシートの着用率向上の啓発を進めるとともに、希望者に無料貸し出しを行います。	企画総務課

(2) 犯罪等の被害防止活動

子どもを犯罪被害から守るため、地域住民の協力のもと、警察や関係機関との情報交換や迅速な情報提供を求めています。

No.	施策	内容	担当
1	地域安全事業の推進【継続】	子ども110番やPTA、地域ボランティアによる見守り活動を推進するとともに、警察との連携を強化し安全な地域コミュニティづくりに努めます。また、防犯啓発用品を配布するとともに、犯罪にあわないようにするための防犯教室などを実施し、子どもの意識の向上に努めます。	企画総務課 教育委員会

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待が深刻化しており、その要因として、少子化、核家族化、地域の連帯の希薄化、経済的問題などが関連して起こっていると考えられますが、早期発見、早期対応が強く求められています。

No.	施策	内容	担当
1	虐待の早期発見・予防の推進【継続】	保育所や幼稚園、学校などと連携協力して、相談・対応の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の防止と早期発見に努めます。また、児童相談所、警察、病院等の関係機関と協力関係を確立し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護に至る総合的な支援に努めます。	保健福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てする上で経済的、社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えているのが実態です。

このため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や自立に必要な情報提供に努めます。

No.	施 策	内 容	担 当
1	相談体制の充実【継続】	民生児童委員や保健師などを中心に相談を行い、自立に向けての支援に努めます。	保健福祉課
2	経済的支援の推進【継続】	児童扶養手当の支給やひとり親等の医療費助成を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に努めます。	保健福祉課

(3)障がい児施策の充実

妊婦や乳幼児期の健康診査の充実を図って、身体面の発育不良、視聴覚障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、発見された児童に対しては、保健、医療、福祉、教育部門が連携をとりながら、障害に応じたサポートが受けられるよう支援体制を進めていきます。

No.	施 策	内 容	担 当
1	自立支援や相談体制の充実	障がいのある子どもが日常生活や社会生活を営むことができるよう各種制度の活用を努めます。また、発達支援センター（旧母子通園センター）等との連携を図り指導や相談に努めます。	保健福祉課



第5章 主要事業における量の見込みと確保方策

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援法において、子育て支援事業計画を作成するにあたっては、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっています。

量の見込みの設定に当たっては、保護者に対するニーズ調査を行い、全国共通の項目について、次の方法で算出したものです。

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」

×「利用意向日数（日）」＝「量の見込み（人日）」

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」

×「平均利用意向回数（回）」＝「量の見込み（人回）」

なお、本町の平成27年度から31年度までの計画期間における幼児・児童の人口推計はコーホート法により次のとおりと推定しました。

【人口推計】

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	21	20	19	18	17
1歳	20	20	19	18	17
2歳	19	20	20	19	18
3歳	24	19	20	20	19
4歳	18	24	19	20	20
5歳	19	18	24	19	20
6歳	25	18	17	22	18
7歳	21	24	17	16	21
8歳	21	21	24	17	16
9歳	27	21	21	24	17
10歳	31	26	20	20	23
11歳	33	30	25	19	19

2 量の見込みと確保の内容

1) 各年度における幼児期の学校教育・保育の充実

	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1.2歳			0歳	1.2歳			0歳	1.2歳
①量の見込み (単位：人)	40	19	22		40	19	23		40	20	23	
			8	14			8	15			7	14
②確保の内容												
幼稚園・ 保育所	40	19	8	14	40	19	8	15	40	20	7	14
特定地域 型保育事												
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1.2歳			0歳	1.2歳
①量の見込み (単位：人)	38	18	21		38	18	23	
			7	14			8	15
②確保の内容								
幼稚園・ 保育所	38	18	7	14	38	18	8	15
特定地域 型保育事								
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0

※保育所定員：60名、のぞみ・上川幼稚園定員：各70名、
認定子ども園、特定地域型保育事業：設置無

※認定区分 1号認定：3歳～5歳、幼児期の学校教育のみ
2号認定：3歳～5歳、保育の必要性あり
3号認定：0歳～2歳、保育の必要性あり

2) 地域子ども子育て支援事業

① 時間外保育

	現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み (日・実)	—	21	21	21	20	19
②確保の内容	—	0	0	21	20	19
①-②	—	21	21	0	0	0
確保の方策	閉所日や時間外を行うことにより保育士の確保が必要となりますが、一定のニーズがあることから実施に向けて検討します。					

② 放課後児童健全育成事業

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の 見込み	低学年 (日・実)	41	43	40	37	35	35
	高学年 (日・実)	10	30	25	21	20	19
②確保の内容		51	73	65	58	55	54
①－②		0	0	0	0	0	0
確保の方策		現在は小学4年生までの児童とスクールバス利用者を対象にしておりますが、「10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に制度改正があったことや高学年のニーズもあることから内容の見直しについて検討します。なお、1集団おおむね40名となっており、指導員とスペースの確保が必要です。					

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(年・延)		—	0	0	0	0	0
②確保の内容		—	0	0	0	0	0
①－②		—	0	0	0	0	0
確保の方策		保護者の疾病や仕事などで家庭での養育が一時的に困難な場合に利用できる事業ですが、現在も実施しておらずニーズもないことから保留とします。					

④地域子育て支援拠点事業

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(月・延)		103	67	67	64	61	58
②確保の内容		103	67	67	64	61	58
①－②		0	0	0	0	0	0
確保の方策		乳幼児と保護者の交流の場として子育て支援センターを開設しています。今後も内容等の見直しを行いながら学習や交流の促進、情報提供に努めていきます。					

⑤一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象）

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定 (年・延)	—	155	155	160	150	150
	2号認定 (年・延)	—	2,899	2,899	2,994	2,804	2,804
②確保の内容		—	0	0	3,154	2,954	2,954
①－②		—	3,054	3,054	0	0	0
確保の方策		一時的に子どもの保育が困難になった場合に幼稚園等で一時的に預かりを行うものです。幼稚園教諭等の体制もありますが事情等を考慮し検討します。					

⑥一時預かり保育以外（その他一時預かり）

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み (年・延)	—	746	746	741	699	677	
②確保の内容	—	0	0	741	699	677	
①－②	—	746	746	0	0	0	
確保の方策	病児・病後児を除く民間の一時預かり（ファミリーサポートセンター等）の設立等に向け検討します。						

⑦病児病後児保育・ファミリーサポートセンター（病児・病後児）

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み (年・延)	—	272	272	272	257	250	
②確保の内容	—	0	0	272	257	250	
①－②	—	272	272	0	0	0	
確保の方策	病児等について病院や保育所などの専用スペースで看護婦などが一時的に保育をする事業です。スペース、職員体制等課題もありますが、関係機関と検討します。						

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）就学後

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	低学年 (週・延)	—	0	0	0	0	0
	高学年 (週・延)	—	0	0	0	0	0
②確保の内容		—	0	0	0	0	0
①－②		—	0	0	0	0	0
確保の方策		地域の中で支えながら子育てを行う会員組織ですが、町内に組織は有りません。必要に応じて広域のファミリーサポートセンターと連携していきます。					

⑨利用者支援事業

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み (か所)		—	0	0	0	0	0
②確保の内容		—	0	0	0	0	0
①－②		—	0	0	0	0	0
確保の方策	新制度において子ども・子育てに係る情報提供や相談等を行うコーディネート機能が市町村に求められていますが、本町においては待機児童もなくニーズもないことから既存の機関等で対応します。						



⑩妊婦に対する健康診査

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の 見込み	①人数 (人)	18	21	21	20	19	18
	健診回数 (回)	252	294	294	280	266	252
確保	②人数	18	21	21	20	19	18
	健診回数	252	294	294	280	266	252
①－②		0	0	0	0	0	0
確保の方策		妊婦に対して従来通り手帳を交付するとともに、8～39週までの健康診査の助成を行います。					

⑪乳幼児家庭訪問

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み (人)		24	21	20	19	18	17
②確保の方策		24	21	20	19	18	17
①－②		0	0	0	0	0	0
確保の方策		1歳半健診など従来通り保健師、管理栄養士により家庭訪問を実施していきます。					

⑫養育支援訪問事業等

		現状	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		2	2	2	2	2	2
②確保の方策		2	2	2	2	2	2
①－②		0	0	0	0	0	0
確保の方策		未熟児や育児ストレス、産後うつなどの養育支援が必要な家庭に対し保健師等の訪問を実施し適切な指導助言を行います。					

3 その他の計画（任意記載事項）

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・

保育施設等の円滑な利用の確保

- ① 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等をスムーズに利用できるよう連絡調整などに努めます。
- ② 休業中の保護者に対して施設などの情報提供や相談に応じます。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する

支援に関する都道府県が行う施策との連携

- ① 児童虐待防止対策の充実
 - ・児童相談所など関係機関との連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。
 - ・関係機関と連携し相談体制の強化に努めます。
- ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・道が行う母子家庭等生活支援事業や自立支援給付金事業等の活用を促し、ひとり親家庭の自立支援に努めます。
- ③ 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
 - ・特別児童扶養手当や医療給付事業などの事業や心身障がい者総合相談センターなどの活用を促し、一人ひとりの希望に応じた支援が受けられるよう努めます。
 - ・関係機関と連携し、障がいの要因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進に努めます。

3 労働者の職業生活との両立が図られるようにする

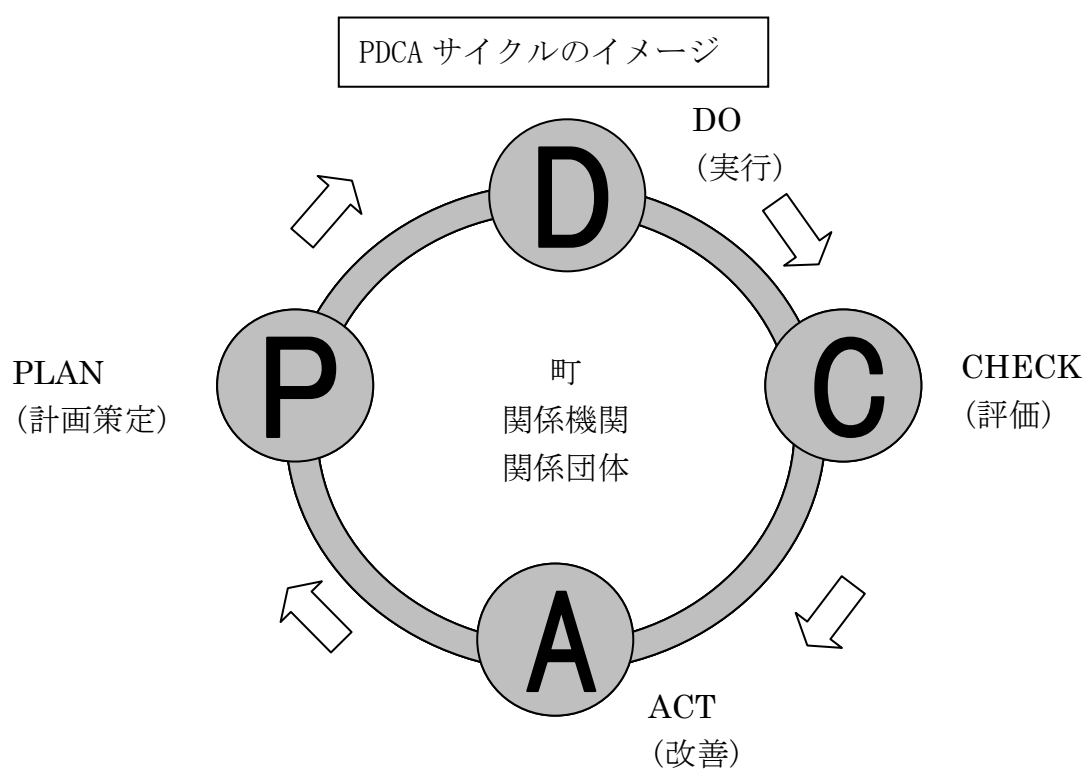
ために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
 - ・労働者や事業主、住民の理解を深めてもらうための広報・啓発活動に努めます。
- ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - ・育児休業や子の介護休暇、短時間勤務の措置などの制度の活用について事業主への啓発、働きかけに努めます。
 - ・父親の子育て参画についての広報・啓発活動に努めます。

第6章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、行政内部で全庁的な連携をもった施策展開を図るとともに、幼稚園や保育所、学校、企業をはじめとする関係機関と協力し、総合的に施策を推進します。

また、PDCAサイクルにより評価を行い、社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応します。



資料編

子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果（就学児前・抜粋）

— 調査概要 —

調査の目的

本調査は、「上川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

調査対象者

- 就学前児童調査 : 上川町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 小学生児童調査 : 上川町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方

調査方法

- 就学前児童調査 : 郵送による配布、回収調査
- 小学生児童調査 : 郵送による配布、回収調査

調査期間

平成25年11月22日～12月5日

回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	106	96	90.6%
小学生児童調査	58	34	58.6%

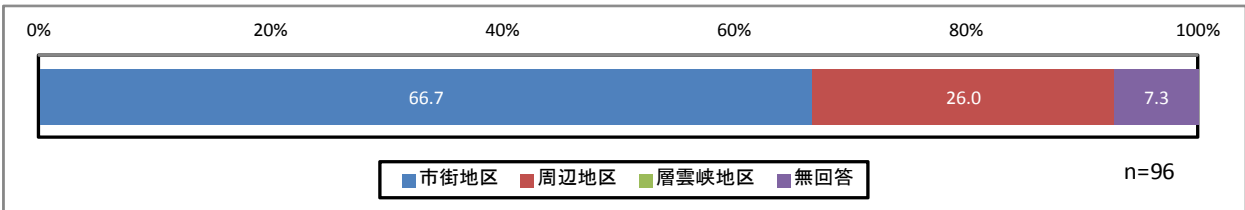
報告書利用上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。

お住まいの地域について

問1 お住まいの地域はどこですか。

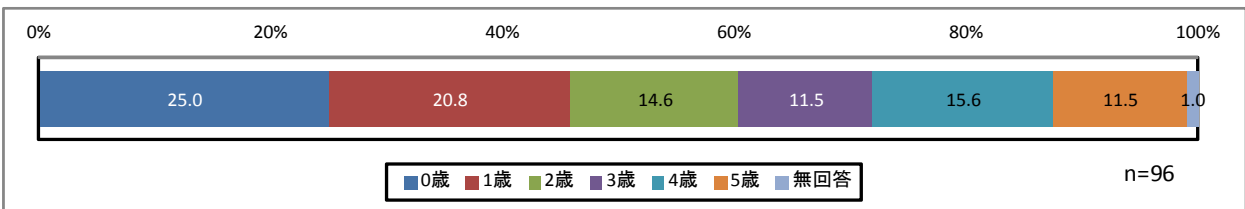
「市街地区」が66.7%、「周辺地区」が26%となっています。



封筒の宛名のお子さんご家族の状況について

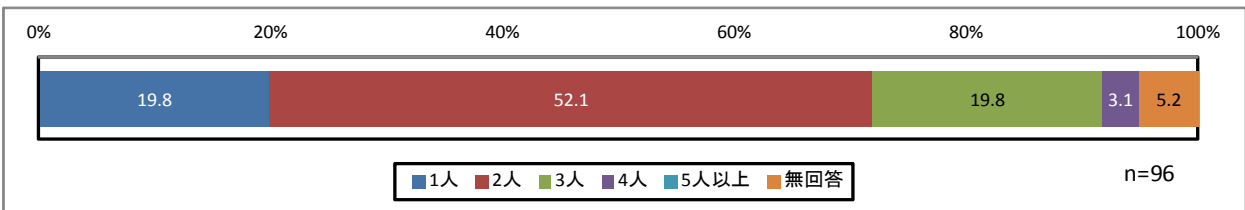
問2 宛名のお子さんの生年月はいつですか。

「0歳」が25.0%で最も多く、次いで「1歳」20.8%、「4歳」15.6%の順となっています。



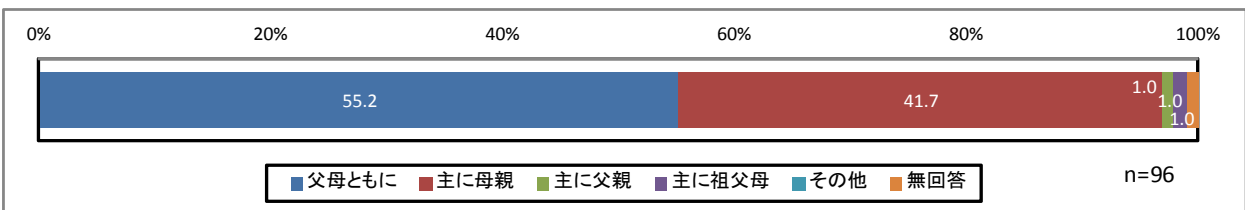
問3 宛名のお子さんを含めてきょうだいは何人ですか。

「2人」が52.1%で最も多く、次いで「1人」19.8%、「3人」19.8%、「4人」3.1%の順となっています。



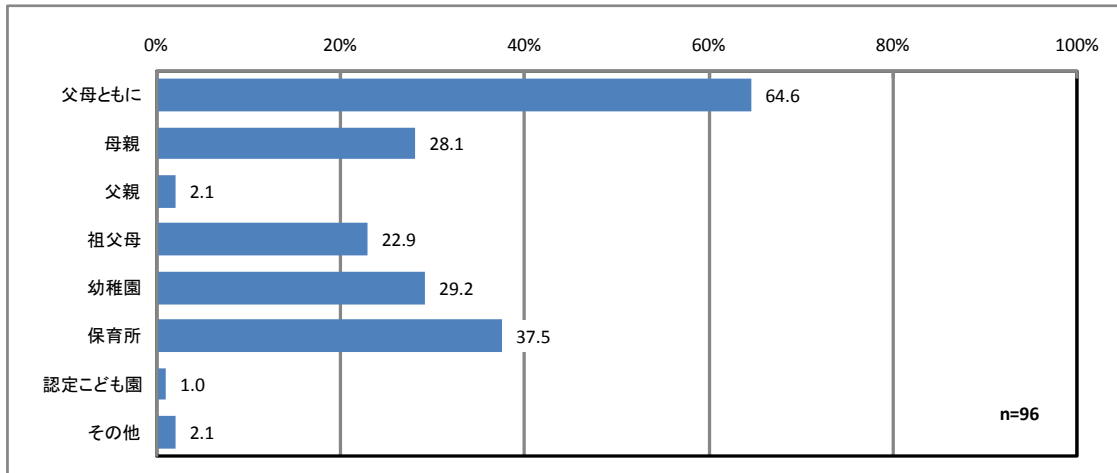
問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。

「父母ともに」が55.2%で最も多く、次いで「主に母親」41.7%、「主に父親」1.0%、「主に祖父母」1.0%の順となっています。

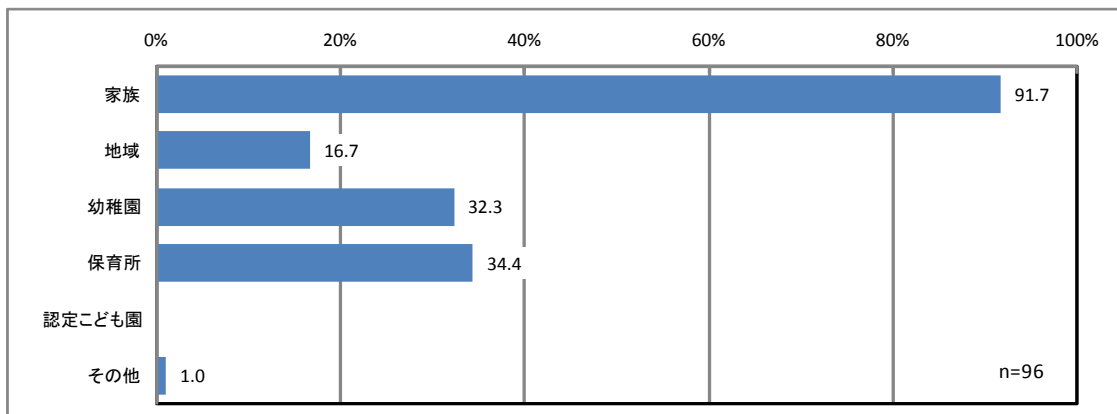


子どもの育ちをめぐる環境について

問7 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。お子さんから見た関係でお答えください。「父母ともに」が64.6%で最も多く、次いで「保育所」37.5%、「幼稚園」29.2%の順となっています。

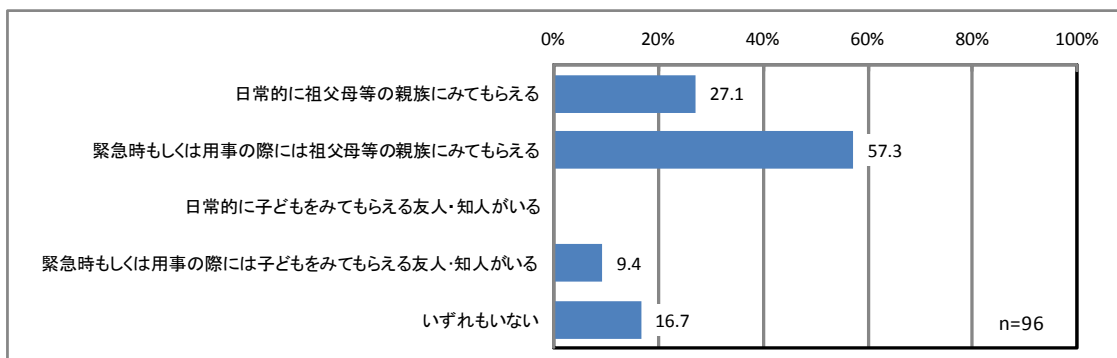


問8 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に、もっとも影響すると思われる環境はどれですか。(複数回答)「家族」が91.7%で最も多く、次いで「保育所」34.4%、「幼稚園」32.3%の順となっています。

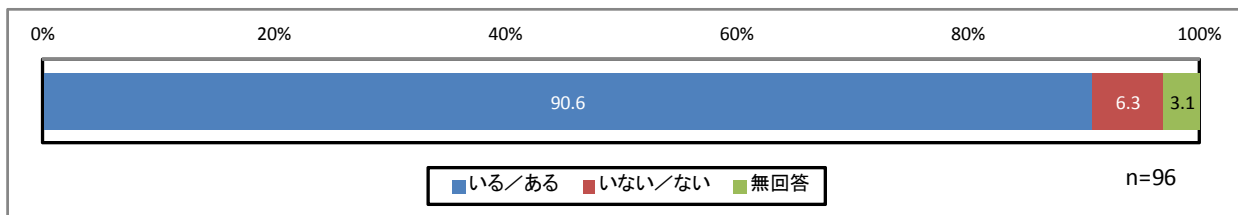


問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.3%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」27.1%、「いずれもない」16.7%の順となっています。

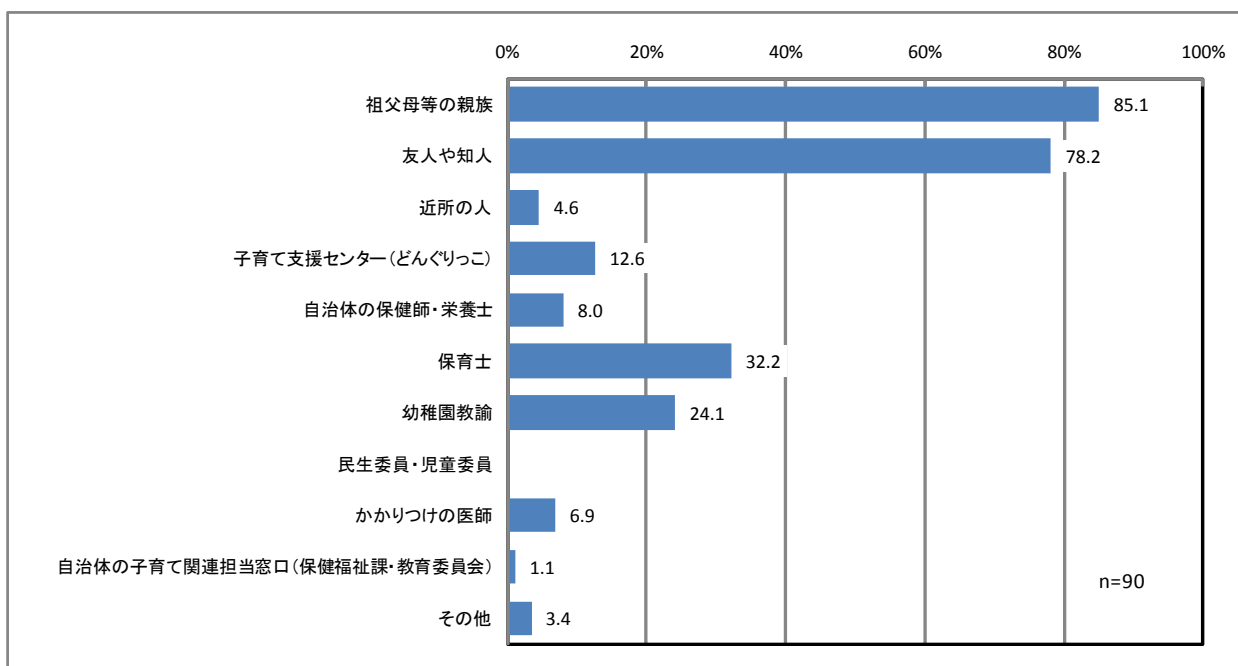


問10 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。
「いる／ある」が90.6%、「いない／ない」が6.3%となっています。



問10で「1. いる／ある」と回答した方におうかがいします。

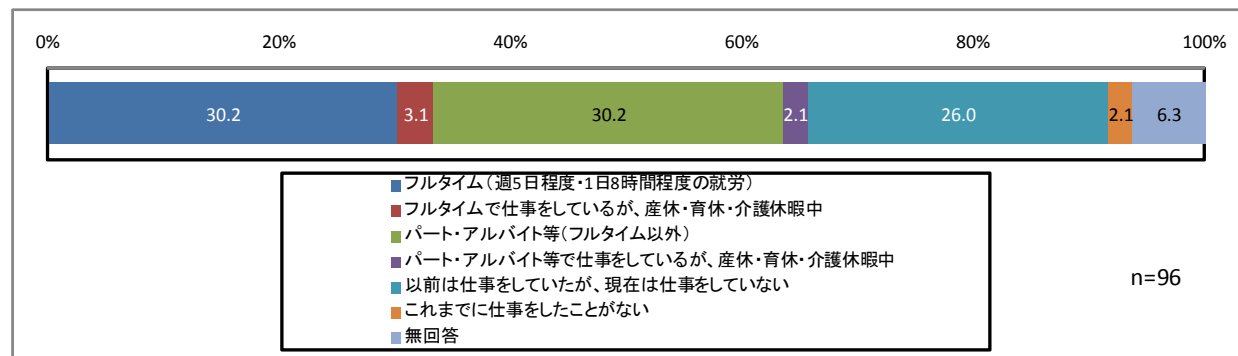
問10-1 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(複数回答)
「祖父母等の親族」が85.1%で最も多く、次いで「友人や知人」78.2%、「保育士」32.2%の順となっています。



母親の仕事の状況について

問12 母親の仕事の状況について

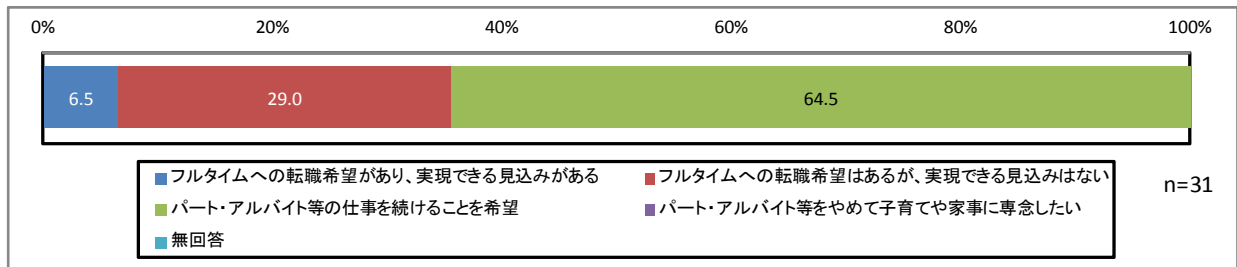
「フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)」「パート・アルバイト等(フルタイム以外)」が30.2%で最も多く、次いで「以前は仕事をしていたが、現在は仕事をしていない」26.0%、「フルタイムで仕事をしているが、産休・育休・介護休暇中」3.1%の順となっています。



問12で「3.」「4.」（パート・アルバイト等）と回答した方におうかがいします。

問12-1 フルタイムへの転職希望はありますか。

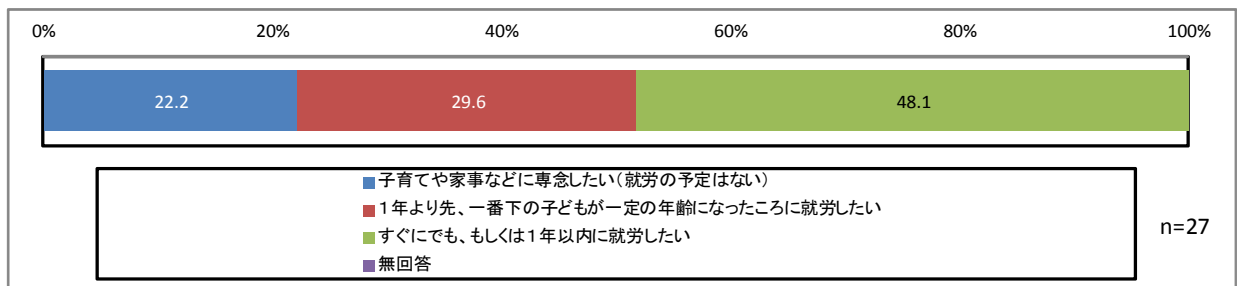
「パート・アルバイト等の仕事を続けることを希望」が64.5%で最も多く、次いで「フルタイムへの転職希望はあるが、実現できる見込みはない」29.0%、「フルタイムへの転職希望があり、実現できる見込みがある」6.5%の順となっています。



問12で「5.」「6.」（仕事をしていない）と回答した方におうかがいします。

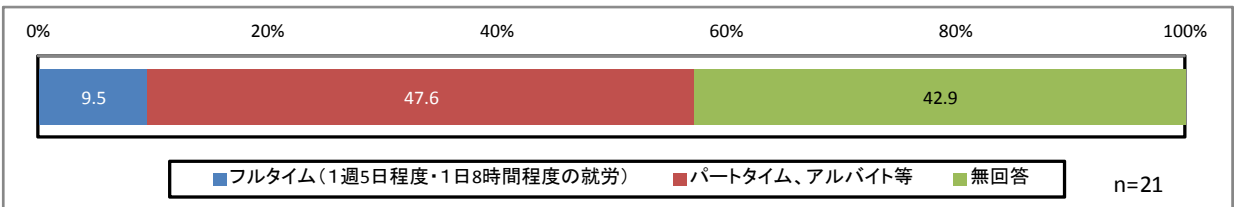
問12-2 仕事をしたいという希望はありますか。

「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が48.1%で最も多く、次いで「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」29.6%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」22.2%の順となっています。



就労したいと回答した方が希望する就労形態

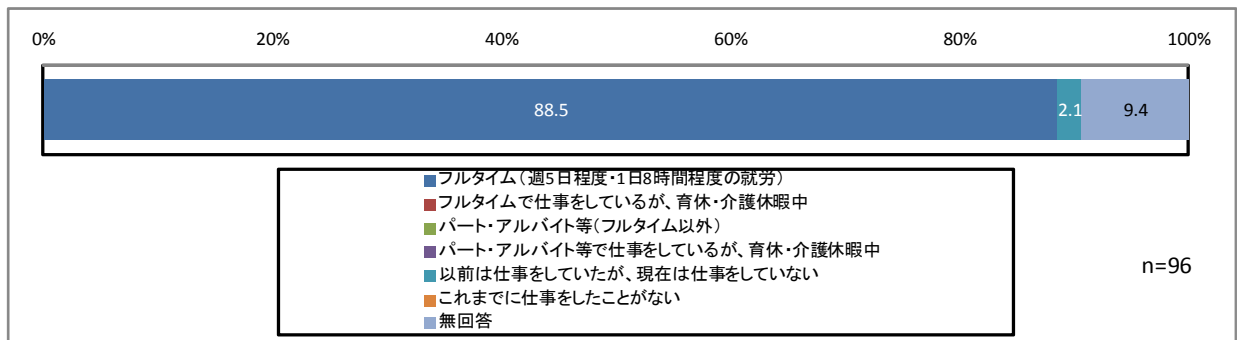
「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)」が9.5%、「パートタイム、アルバイト等」が47.6%となっています。



父親の仕事の状況について

問13 父親の仕事の状況について

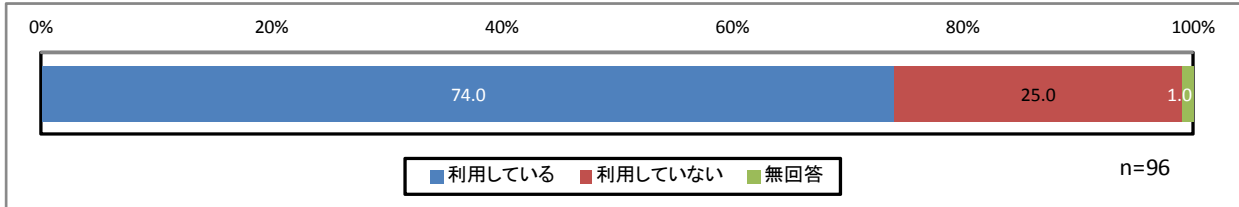
「フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)」が88.5%、「以前は仕事をしていたが、現在は仕事をしていない」が2.1%となっています。



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。

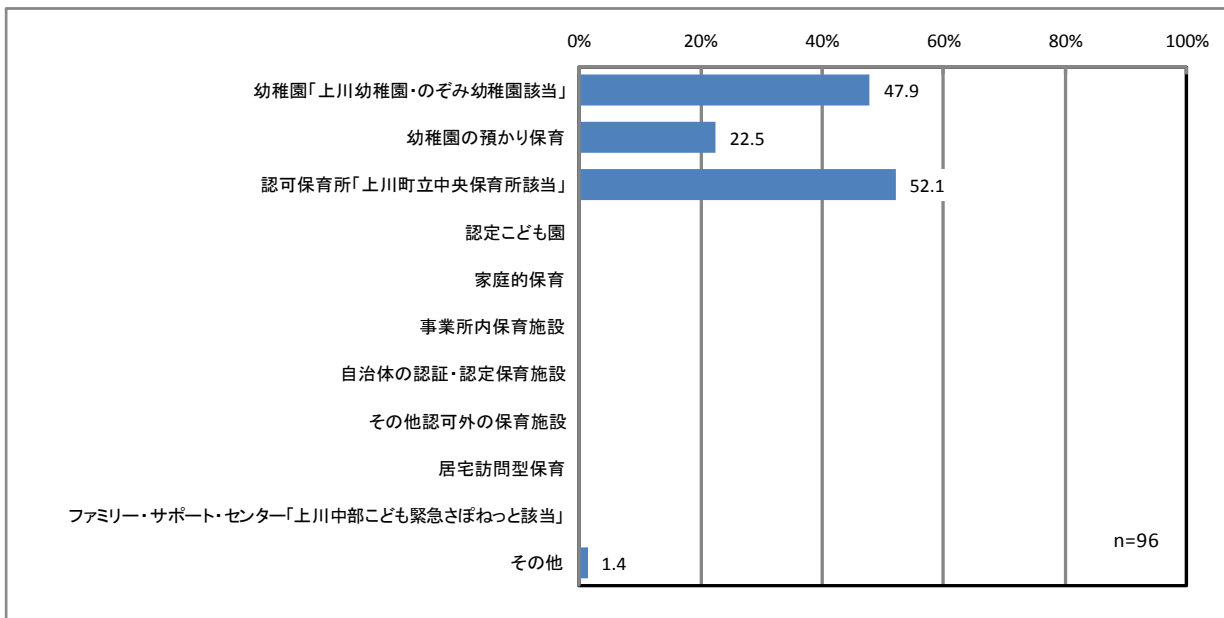
問14 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。「利用している」が74.0%、「利用していない」が25.0%となっています。



問14で「1. 利用している」と回答した方におうかがいします。

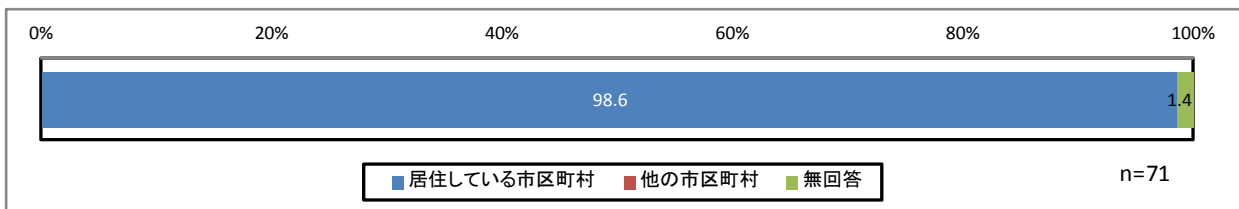
問14-1 宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(複数回答)

「認可保育所「上川町立中央保育所該当」」が52.1%で最も多く、次いで「幼稚園「上川幼稚園・のぞみ幼稚園該当」」47.9%、「幼稚園の預かり保育」22.5%の順となっています。



問14-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。

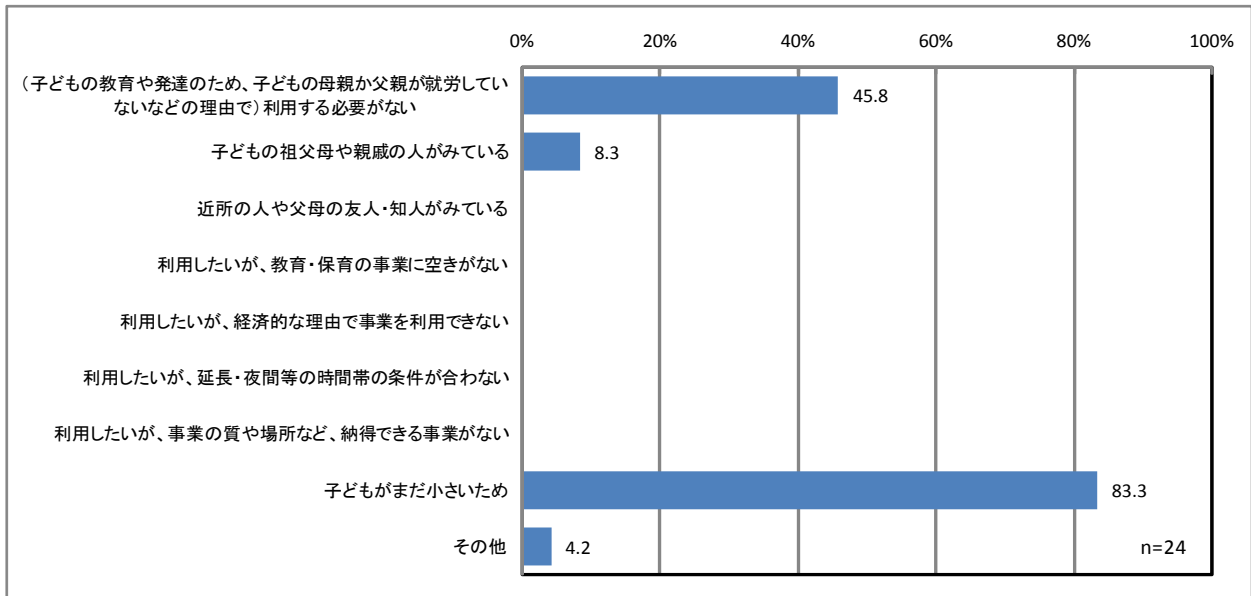
「居住している市区町村」が98.6%となっています。



問14で「2. 利用していない」と回答した方におうかがいします。

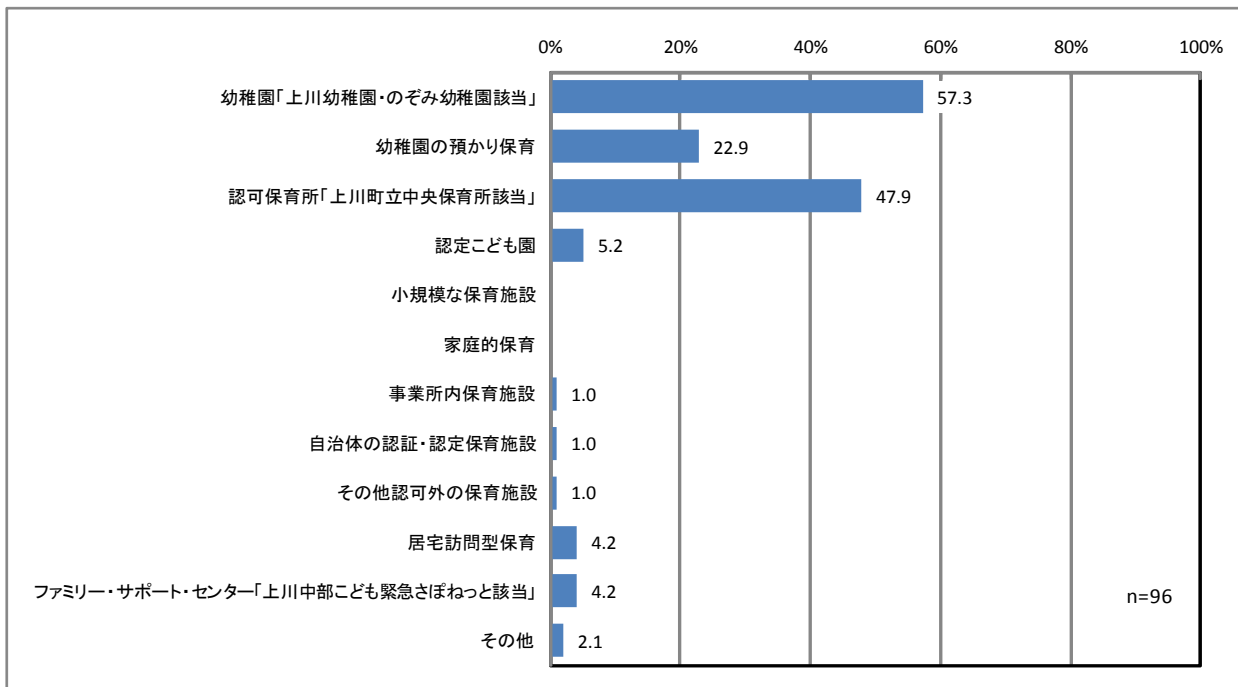
問15 利用していない主な理由は何ですか。(複数回答)

「子どもがまだ小さいため」が83.3%で最も多く、次いで「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」45.8%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」8.3%の順となっています。



問16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(複数回答)

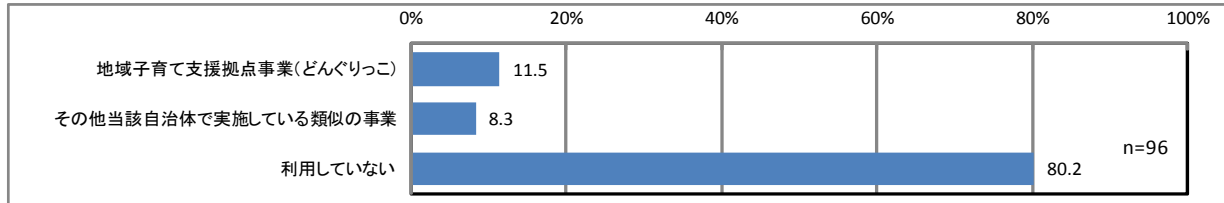
「幼稚園「上川幼稚園・のぞみ幼稚園該当」」が57.3%で最も多く、次いで「認可保育所「上川町立中央保育所該当」」47.9%、「幼稚園の預かり保育」22.9%の順となっています。



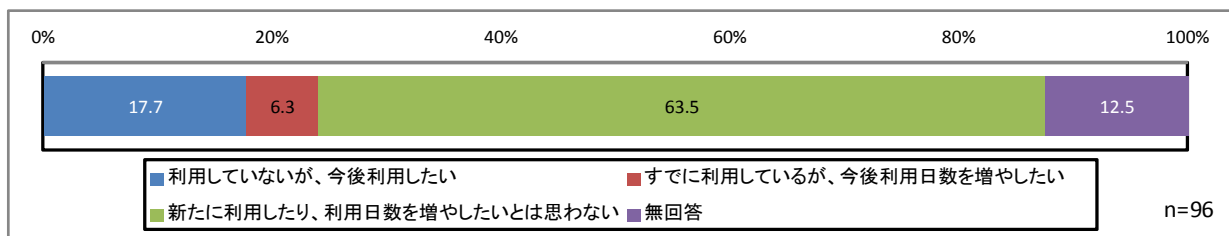
地域の子育て支援事業の利用状況について

問17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。利用している事業をお答えください。(複数回答)

「利用していない」が80.2%で最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業(どんぐりっこ)」11.5%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」8.3%の順となっています。

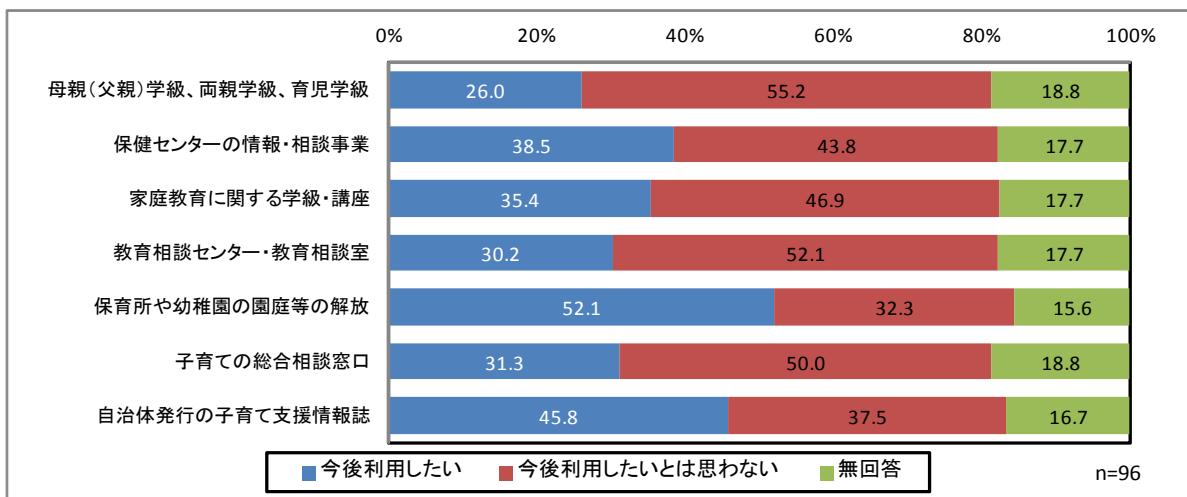


問18 問17のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは利用日数を増やしたい「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が63.5%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」17.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」6.3%の順となっています。



問19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用した事があるもの、今後、利用したいと思うものについて、事業ごとにお答えください。
(3) 利用意向

「保育所や幼稚園の園庭等の解放」の利用意向が52.1%と最も高く、次いで「自治体発行の子育て支援情報誌」が45.8%、「保健センターの情報・相談事業」38.5%となっています。

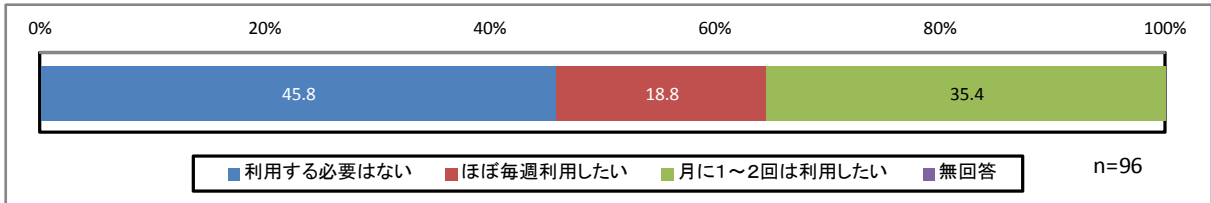


土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

問20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。

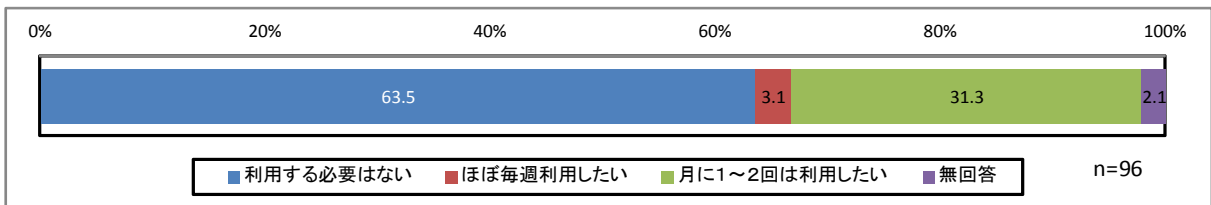
問20-1 土曜日

「利用する必要はない」が45.8%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」35.4%、「ほぼ毎週利用したい」18.8%の順となっています。



問20-2 日曜・祝日

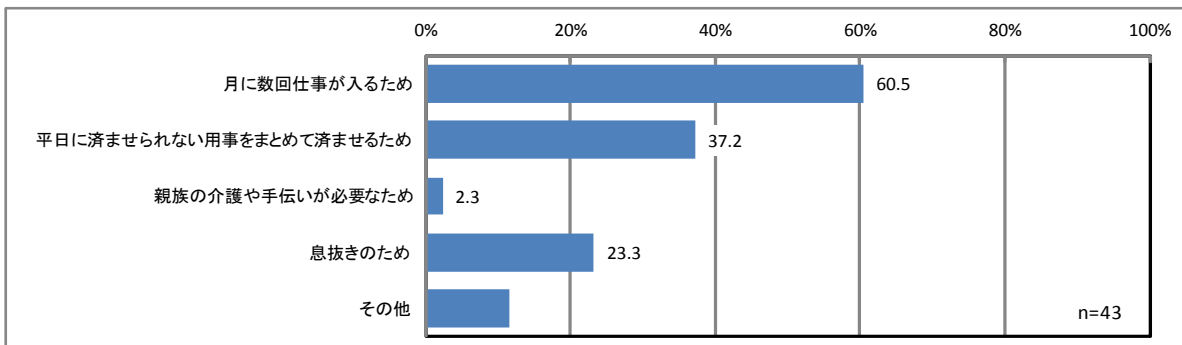
「利用する必要はない」が63.5%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」31.3%、「ほぼ毎週利用したい」3.1%の順となっています。



問20-1もしくは問20-2で「3. 月に1～2回は利用したい」と回答した方におうかがいします。

問20-3 毎週ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。（複数回答）

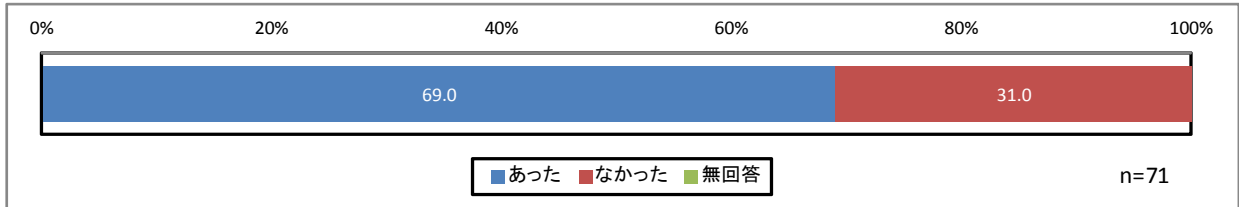
「月に数回仕事が入るため」が60.5%で最も多く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」37.2%、「息抜きのため」23.3%の順となっています。



病気の際の対応について(平日の教育・保育を利用する方のみ)

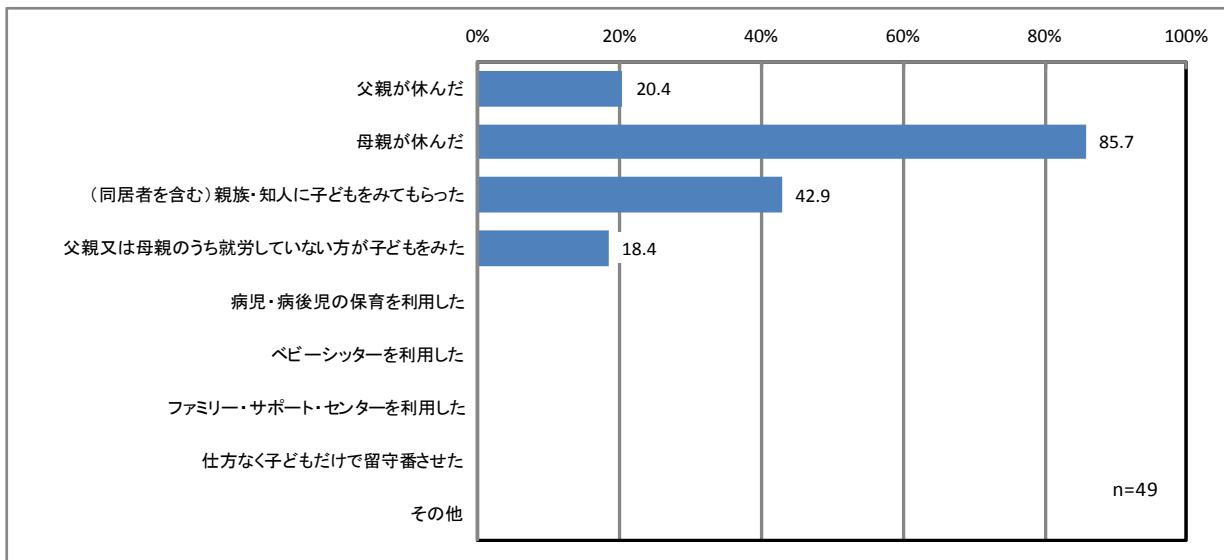
平日の定期的な教育・保育の事業を利用している(問14で「1. 利用している」と回答した方)におうかがいします。

問22 この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。
「あった」が69.0%、「なかった」が31.0%となっています。



問22で「1. あった」と回答した方におうかがいします。

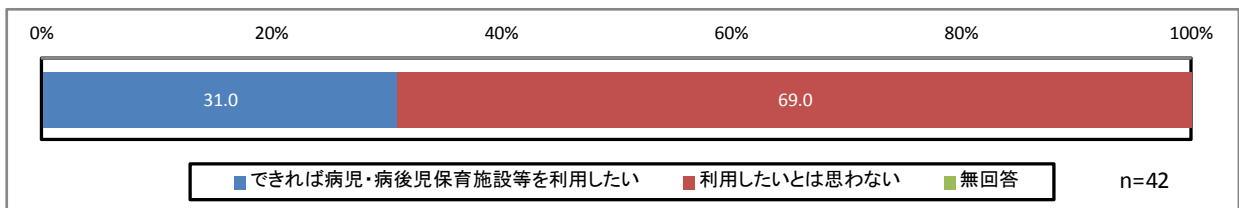
問22-1 宛名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法と、「母親が休んだ」が85.7%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」42.9%、「父親が休んだ」20.4%の順となっています。



問22-1で「ア.」「イ.」のいずれかを回答した方におうかがいします。

問22-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

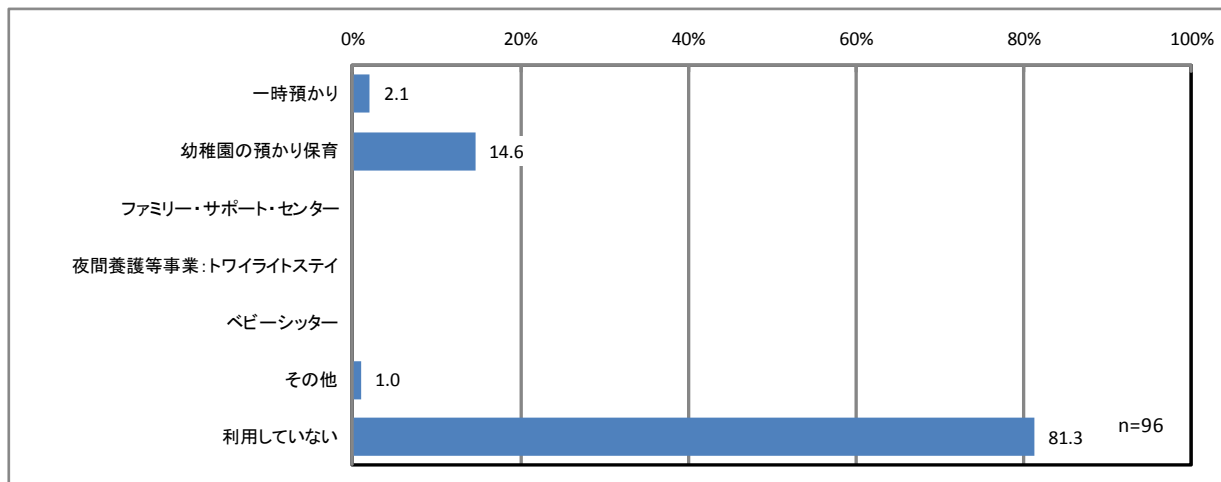
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が31.0%、「利用したいとは思わない」が69.0%となっています。



不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

問23 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。(複数回答)

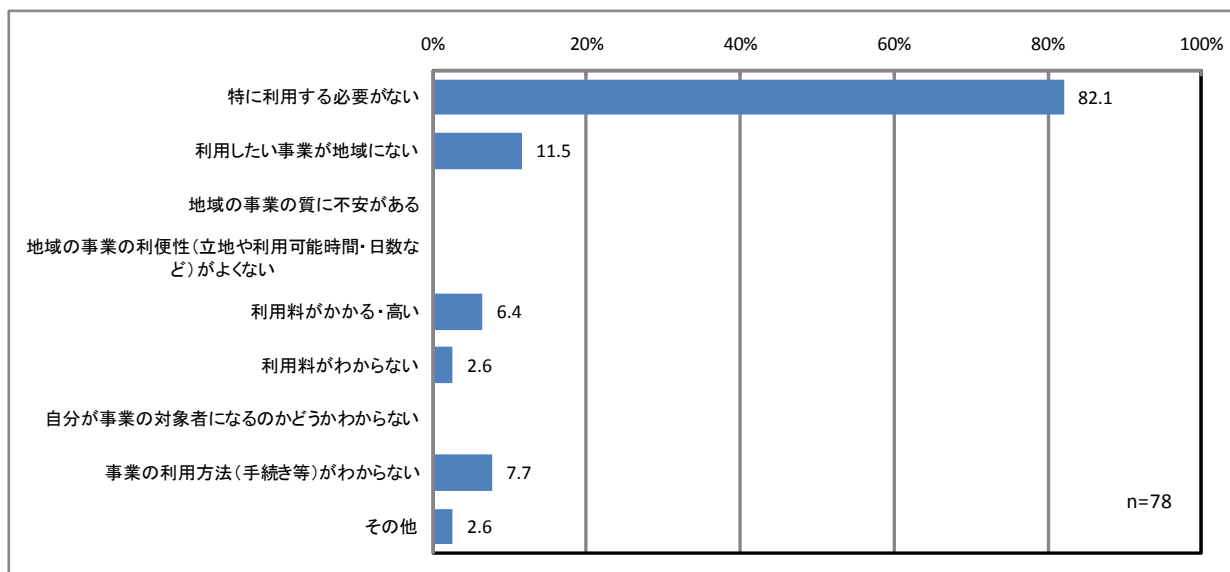
「利用していない」が81.3%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」14.6%、「一時預かり」2.1%の順となっています。



問23で「7. 利用していない」と回答した方におうかがいします。

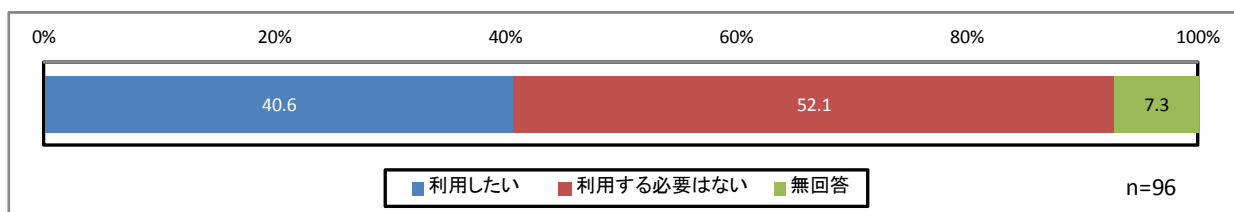
問23-1 現在利用していない理由は何ですか。(複数回答)

「特に利用する必要がない」が82.1%で最も多く、次いで「利用したい事業が地域にない」11.5%、「事業の利用方法(手続き等)がわからない」7.7%の順となっています。



問24 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で一時預かり事業を利用したいですか。

「利用したい」が40.6%、「利用する必要はない」が52.1%となっています。

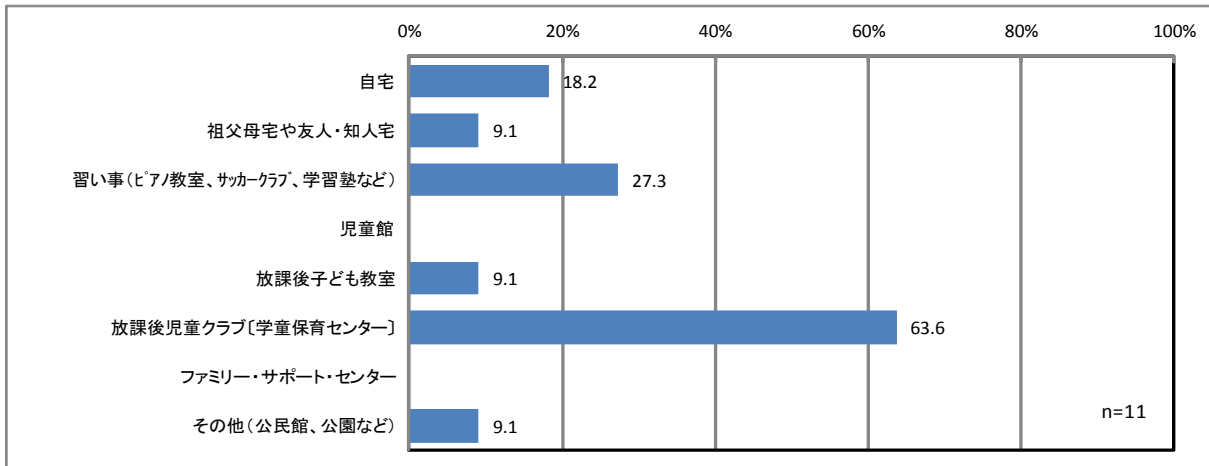


小学校就学後の放課後の過ごし方について

宛名のお子さんが5歳以上である方に伺います。

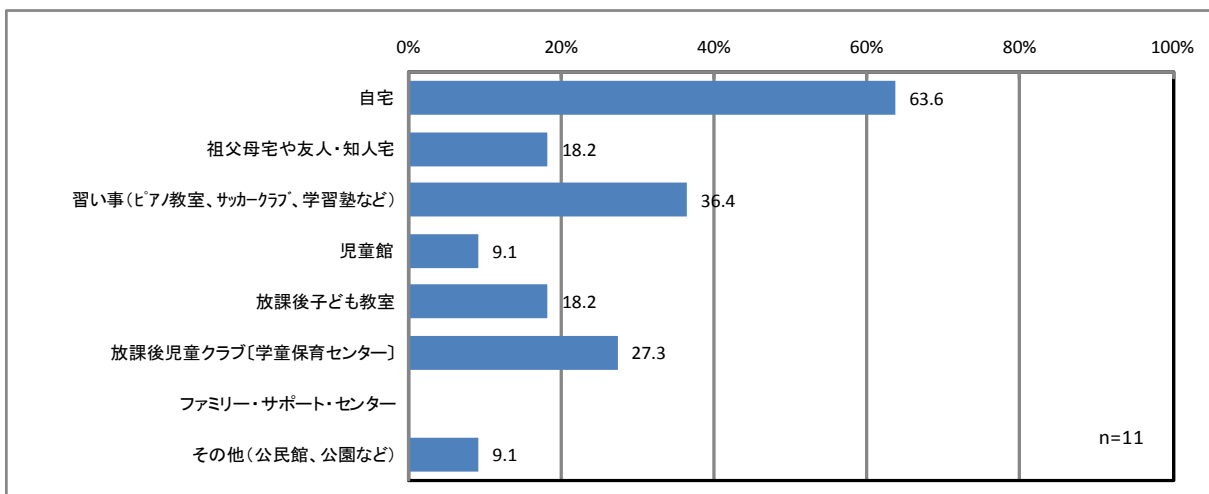
問26 宛名のお子さんについて、小学校低学年(1~3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)

「放課後児童クラブ[学童保育センター]」が63.6%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」27.3%、「自宅」18.2%の順となっています。



問27 宛名のお子さんについて、小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。だいたい先の話になりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。(複数回答)

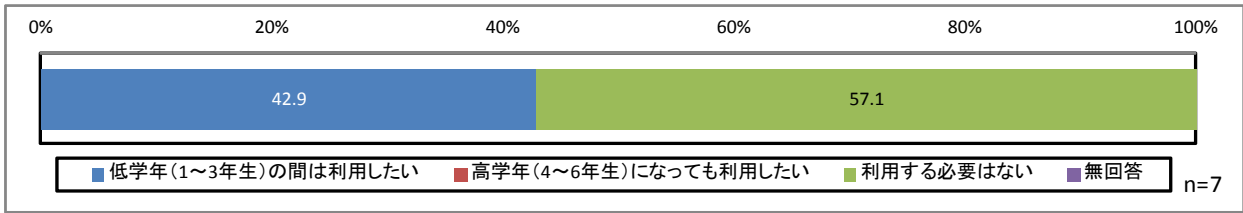
「自宅」が63.6%で最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」36.4%、「放課後児童クラブ[学童保育センター]」27.3%の順となっています。



問28 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。

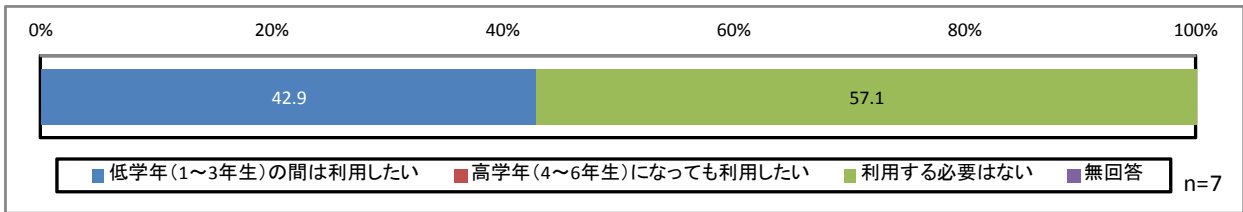
問28-1 土曜日

「利用する必要はない」が57.1%、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が42.9%となっています。



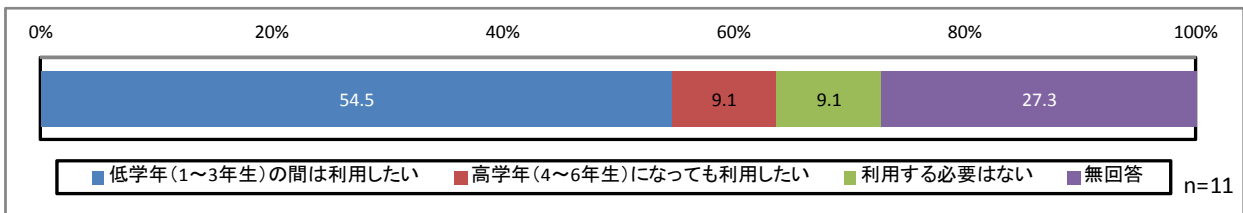
問28-2 日曜・祝日

「利用する必要はない」が57.1%、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が42.9%となっています。



問29 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。

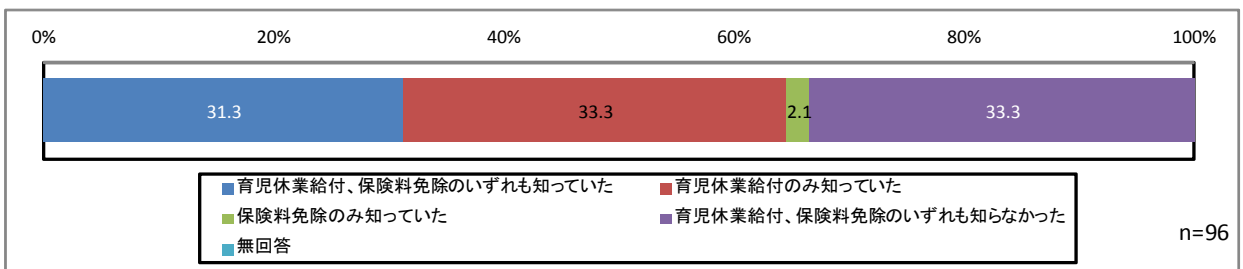
「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が54.5%、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」が9.1%、「利用する必要はない」が9.1%、「無回答」が27.3%となっています。



育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度について

問30 「子どもが原則1歳になるまで育児休業給付が支給される仕組み」「子どもが満3歳になるまでの育児休業等期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組み」がありますが、そのことをご存知でしたか。

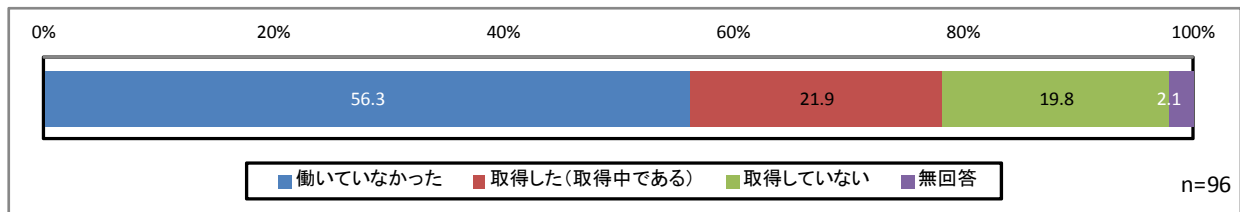
「育児休業給付のみ知っていた」が33.3%で最も多く、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が31.3%、「保険料免除のみ知っていた」が2.1%、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が33.3%、「無回答」が2.1%の順となっています。



問30-1 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

(1)母親

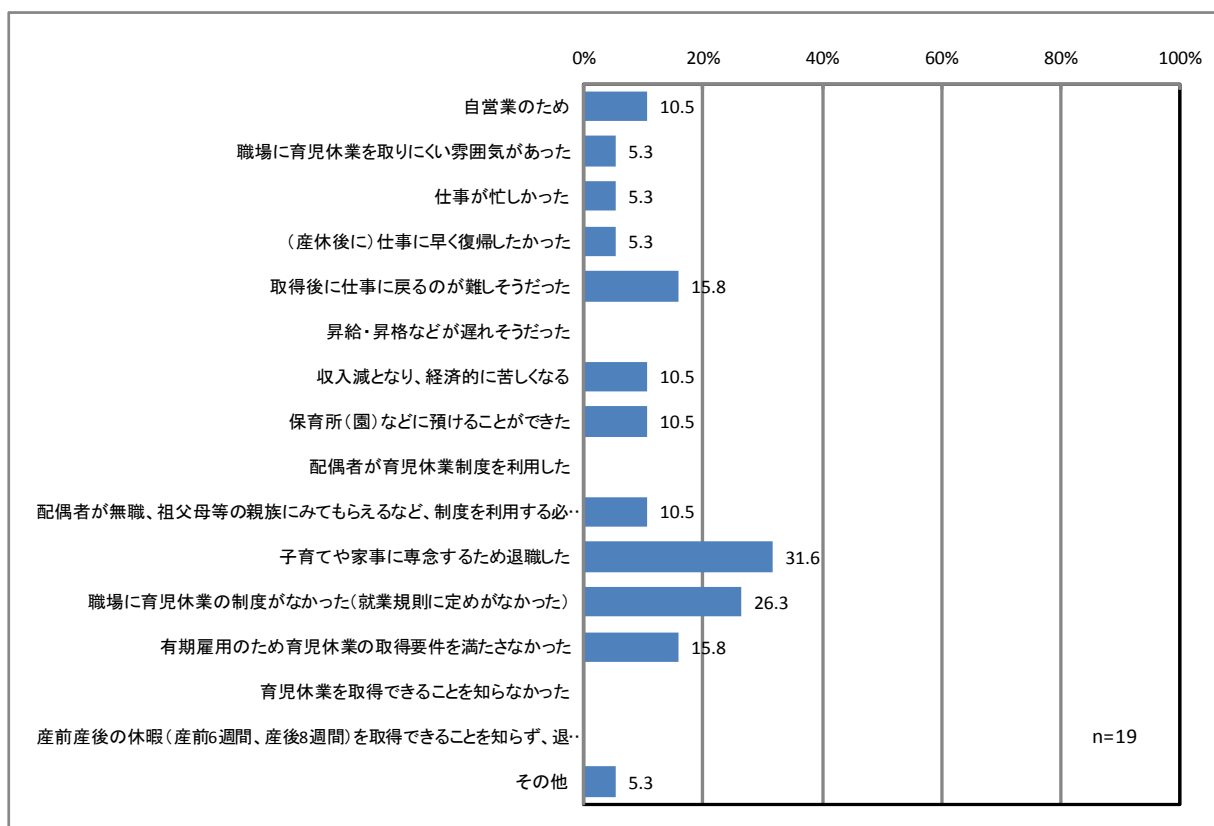
「働いていなかった」が56.3%で最も多く、次いで「取得した(取得中である)」21.9%、「取得していない」19.8%の順となっています。



問30-2 取得していない理由は何ですか。(「母親」「父親」欄の該当する項目、複数回答)

(1)母親

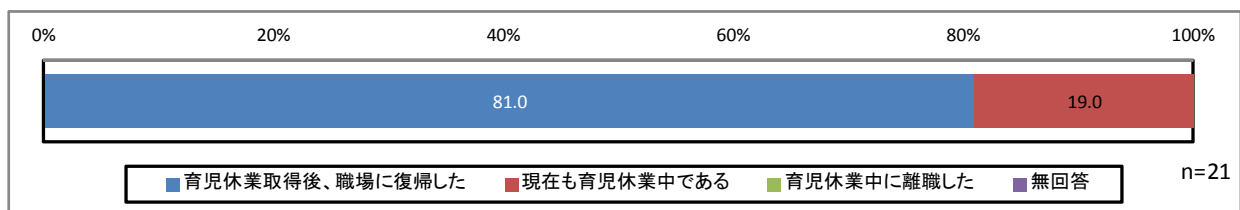
「子育てや家事に専念するため退職した」が31.6%で最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」



問30-3 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。

(1)母親

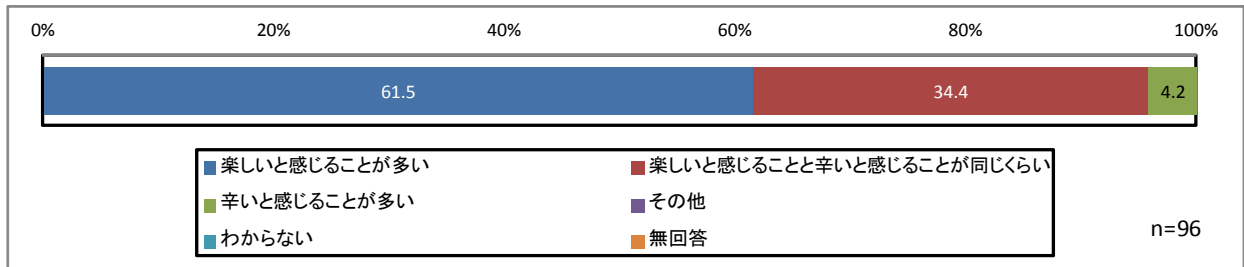
「育児休業取得後、職場に復帰した」が81.0%、「現在も育児休業中である」が19.0%となっています。



子育てに関する不安や悩みについて

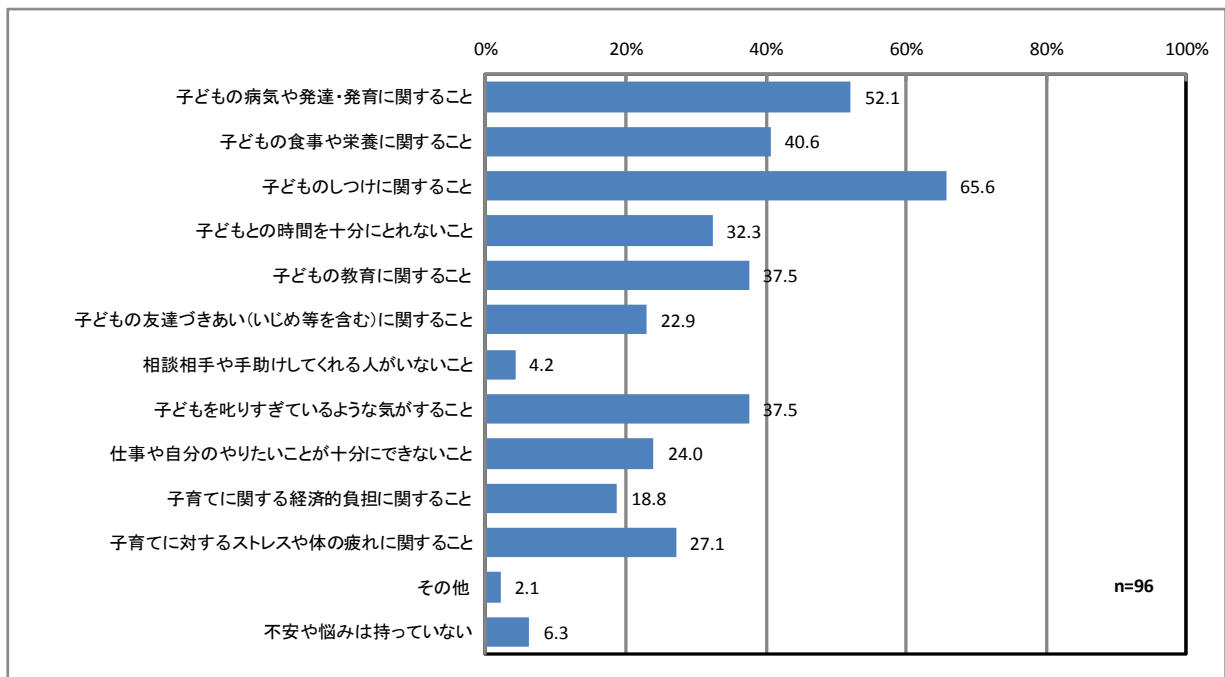
問31 あなたは自分にとって子育てが楽しいと感じることが多いと思いますか。それともつらいと思うことが多いと思いますか。

「楽しいと感じることが多い」が61.5%で最も多く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」34.4%、「辛いと感じることが多い」4.2%の順となっています。



問32 あなたは、子育てをする上でどのような不安や悩みを持っていますか。(複数回答)

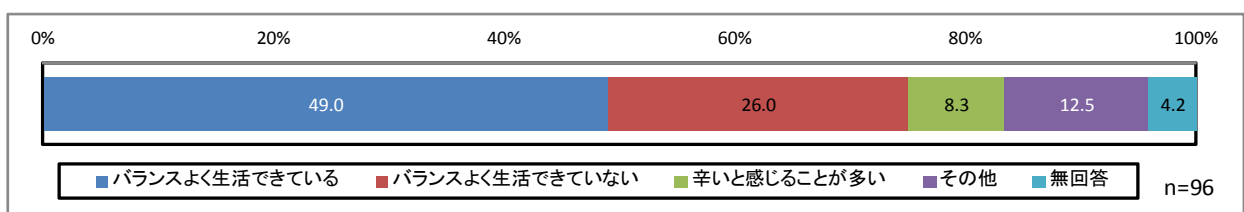
「子どものしつけに関すること」が65.6%で最も多く、次いで「子どもの病気や発達・発育に関すること」52.1%、「子どもの食事や栄養に関すること」40.6%の順となっています。



仕事と生活の調和について

問33 あなたは生活の中で「仕事」と「生活」をバランスよく生活できていると感じますか。

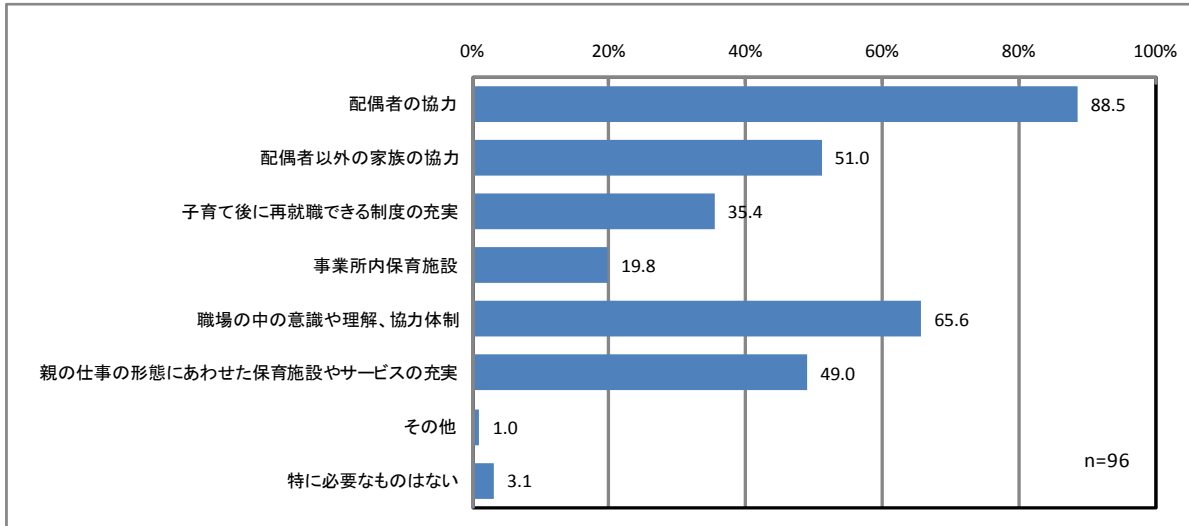
「バランスよく生活できている」が49.0%で最も多く、次いで「バランスよく生活できていない」26.0%、「その他」12.5%の順となっています。



子育てを支援する生活環境について

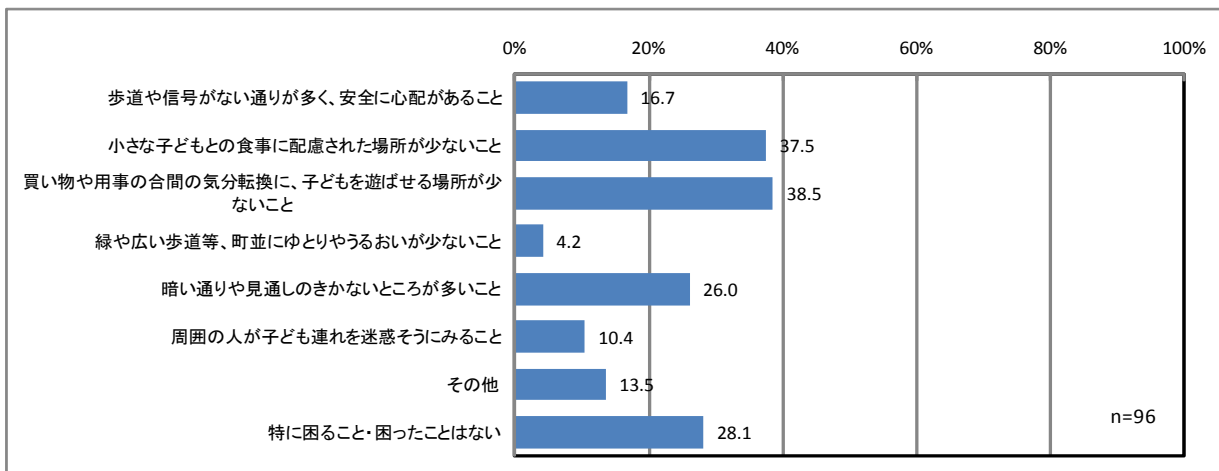
問35 仕事と子育てを両立させるためには何が必要だと思いますか。(複数回答)

「配偶者の協力」が88.5%で最も多く、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」65.6%、「配偶者以外の家族の協力」51.0%の順となっています。



問36 子どもとの外出の際に、困ること・困ったことは何ですか。(複数回答)

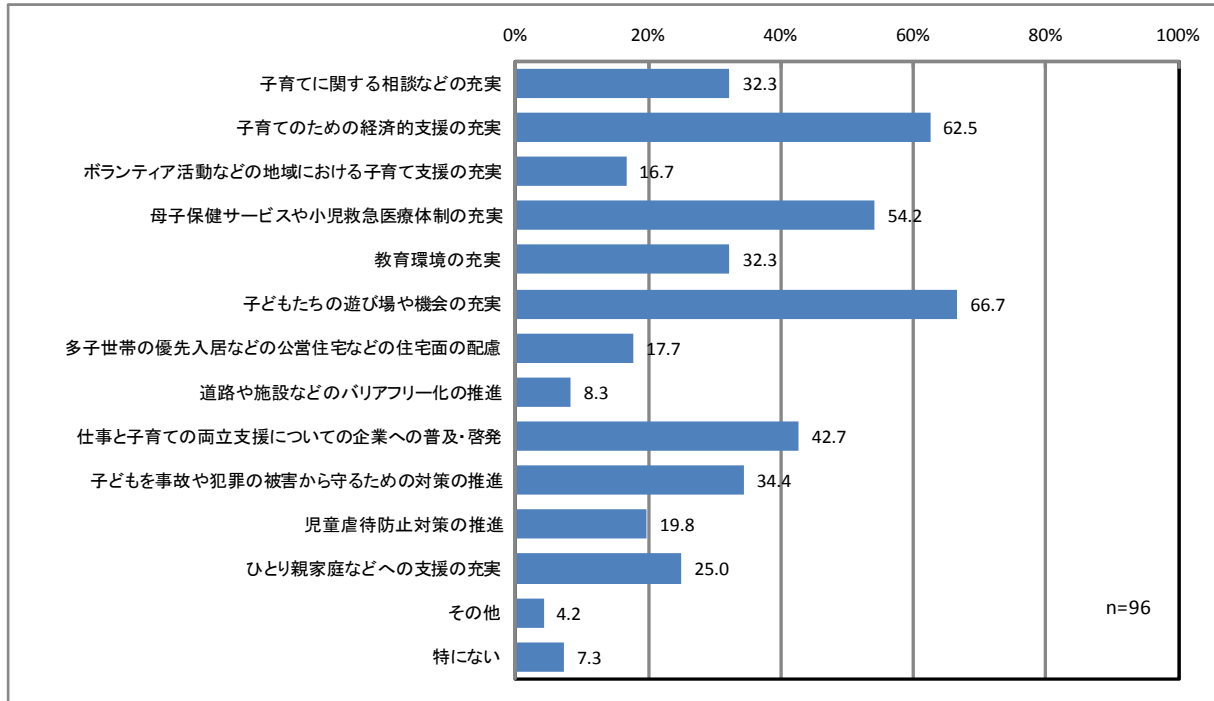
「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所が少ないこと」が38.5%で最も多く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ないこと」37.5%、「特に困ること・困ったことはない」28.1%の順となっています。



子育て支援策について

問37 あなたが必要だと思う子育て支援策は何ですか。(複数回答)

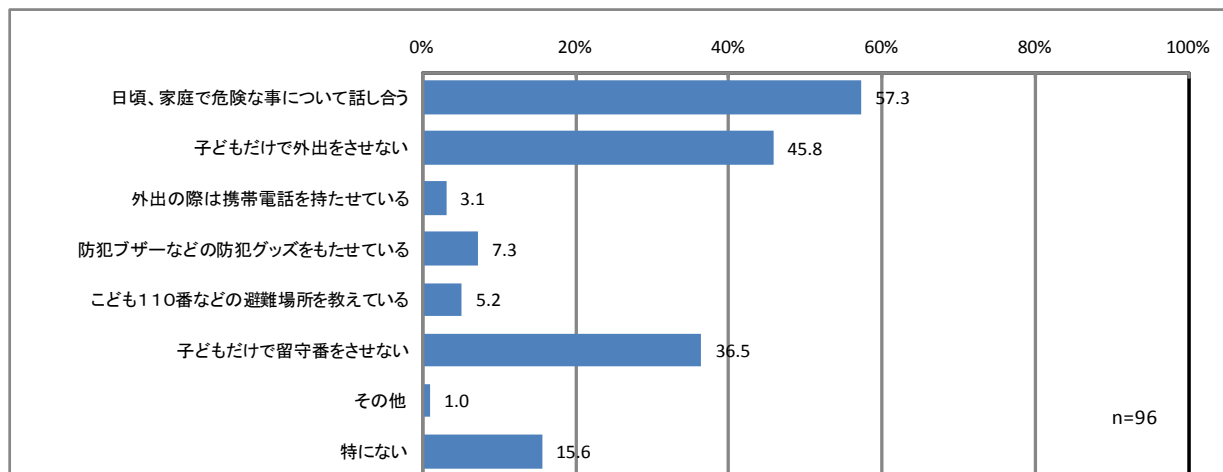
「子どもたちの遊び場や機会の充実」が66.7%で最も多く、次いで「子育てのための経済的支援の充実」62.5%、「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」54.2%の順となっています。



子どもの安全について

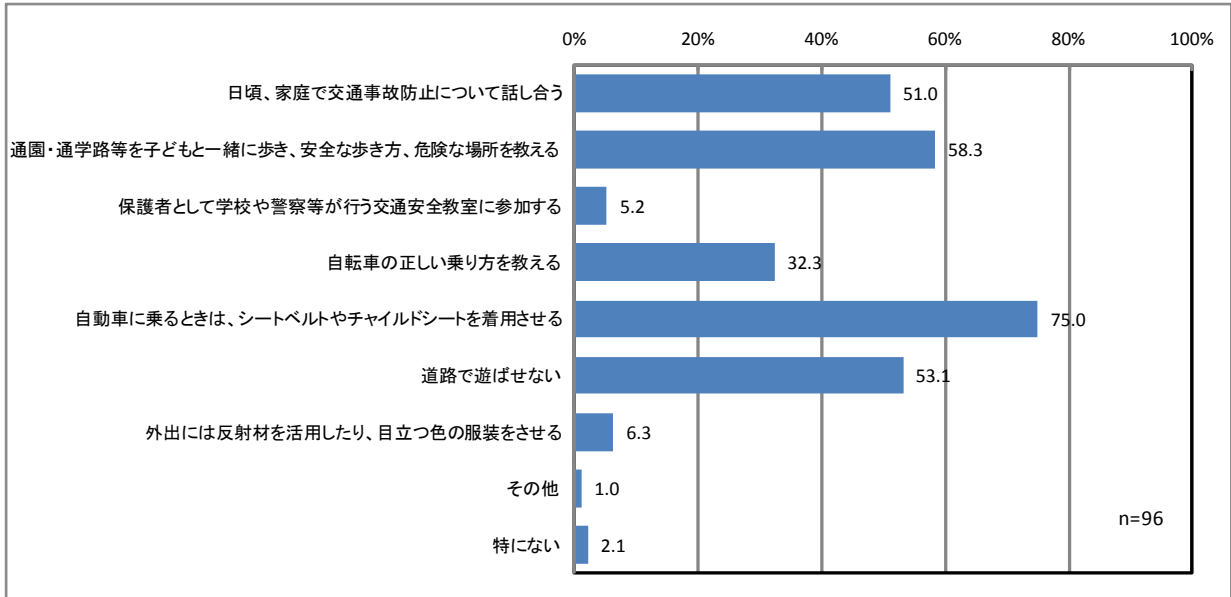
問39 子どもが犯罪に巻き込まれないために気をつけていることがありますか。(複数回答)

「日頃、家庭で危険な事について話し合う」が57.3%で最も多く、次いで「子どもだけで外出をさせない」45.8%、「子どもだけで留守番をさせない」36.5%の順となっています。



問41 子どもを交通安全から守るため、日頃心がけていることがありますか。(複数回答)

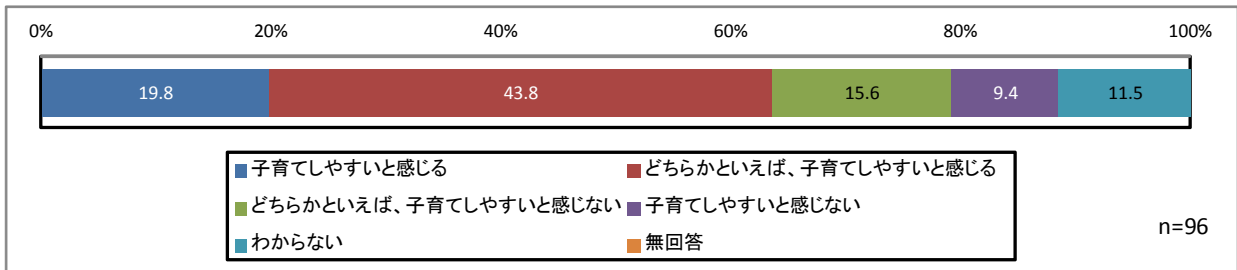
「自動車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを着用させる」が75%で最も多く、次いで「通園・通学路等を子どもと一緒に歩き、安全な歩き方、危険な場所を教える」58.3%、「道路で遊ばせない」53.1%の順となっています。



子育てのしやすさや満足度などについて

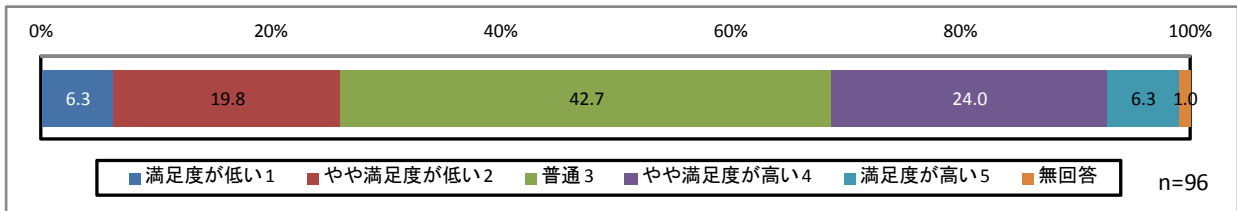
問42 本町では、地域社会全体で子どもの育成と子育て家庭の支援に取り組んでいますが、あなたは、本町は子育てがしやすいまちだと感じますか。

「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」が43.8%で最も多く、次いで「子育てしやすいと感じる」19.8%、「どちらかといえば、子育てしやすいと感じない」15.6%の順となっています。



問43 上川町における子育ての環境や支援への満足度についてお聞きします。

「普通 3」が42.7%で最も多く、次いで「やや満足度が高い 4」24%、「やや満足度が低い 2」19.8%の順となっています。



上川町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 総合的かつ計画的に子ども・子育て支援に関する事業を実施するにあたり、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者からの意見を聴取し、地域の実情に即した実効性のある内容のものとするために、上川町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (2) 上川町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 上川町次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15名以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援事業関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選によって選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(個人情報保護)

第7条 子ども・子育て会議の委員は、個人情報の保護に十分に留意し、職務上知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 子ども・子育て会議の事務局は、保健福祉課に置く。

(謝礼金)

第9条 会議の謝礼は、会長及び委員の別に支給するものとし、その額は上川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年条例第2号）別表第1その他委員等の規定の60%以内の額とする。

(費用弁償)

第10条 委員が会議に出席し、その他公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、町内については、交通費及び車賃とする。

2 前項に規定する旅費は、上川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第2その他委員等の規定を適用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

上川町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成25年11月 1日～

平成27年10月31日

区 分	住 所	氏 名	備 考
子どもの 保護者 (3名)	栄 町	奥 山 幸 子	のぞみ幼稚園父母の会副会長
	中央町	石 井 拓 子	上川幼稚園父母の会副会長
	中央町	明 石 愛	中央保育所父母の会会長
事業主代表 (1名)	西 町	寺 坂 敏 彦	商工会事務局長
労働者代表 (1名)	新 町	小坂橋 一 彦	地区連合会長
子育て支援 事業関係者 (6名)	北 町	伊 藤 聖 健	上川幼稚園長
	新 町	安 藤 智 昭	のぞみ幼稚園長
	本 町	広 野 博	中央保育所長・子育て支援センター所長
	新 町	加 藤 孝	上川小学校長・学童保育センター所長
	花園町	安 藤 高 志	上川医療センター院長
	本 町	石 川 喜和子	民生委員・児童委員協議会主任児童委員
学識経験者 (2名)	北 町	角 谷 幸 保	小中学校校長会長・上川中学校長
	新光町	生 駒 尚 美	社会福祉協議会事務局長

子ども・子育て支援事業計画検討経過

	開催期日・会場	検討事項等	備考
第1回	平成25年12月5日 役場中会議室	会長、副会長の互選 会議設置の趣旨、支援制度の概要 今後のスケジュール	委嘱状交付 委員11名
第2回	平成26年2月27日 役場大会議室	ニーズ調査中間（単純集計）報告 子ども・子育て支援計画（骨子案）	委員12名
第3回	平成26年6月17日 役場議員控室	ニーズ調査集計結果 支援事業の量の見込み 次世代育成支援後期計画の評価 子ども・子育て支援事業計画案	委員9名
第4回	平成26年8月27日 役場中会議室	子ども・子育て支援事業計画案 子ども・子育て3法に係る条例制定	委員11名
第5回	平成26年10月21日 役場小会議室	子ども・子育て支援事業計画案 子ども・子育て支援事業に係る設備・運営 基準	委員9名
第6回	平成27年2月12日 役場大会議室	子ども・子育て支援事業計画案 保育の必要性の認定基準 教育・保育に係る利用者負担案	委員7名



上川町子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度から平成31年度)

発行：平成27年3月

編集：上川町保健福祉課

〒078-1753 上川郡上川町南町180番地

